

平成29年第9回

置戸町議会定例会会議録

平成29年9月12日開会

平成29年9月13日閉会

置戸町議会

平成29年第9回置戸町議会定例会（第1号）

平成29年9月12日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第10 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第11 認定第 1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第10号 平成28年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第19 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第 5 議案第 43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第 6 議案第 44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第 7 議案第 45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
 日程第 8 議案第 46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
 日程第 9 議案第 47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 日程第10 議案第 48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第11 認定第 1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
 日程第12 認定第 2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第13 認定第 3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第14 認定第 4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第15 認定第 5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第16 認定第 6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第17 認定第 7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第18 報告第10号 平成28年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
 日程第19 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | |
|----|----|---|----|-----|----|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光 | 議員 | 6番 | 岩藤 | 孝 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番 | 石井 | 伸 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | | | | |
|---------|----|---|----|-------------|----|---|
| 町長 | 井上 | 久 | 男 | 副町長 | 和田 | 薫 |
| 会計管理者 | 渡辺 | 登 | 美子 | 町づくり企画課長 | 坂森 | 誠 |
| 総務課長 | 深川 | 正 | 美 | 総務課参与 | 東 | 誠 |
| 町民生活課長 | 鈴木 | 伸 | 哉 | 産業振興課長 | 栗生 | 貞 |
| 施設整備課長 | 大戸 | 基 | 史 | 地域福祉センター所長 | 須貝 | 智 |
| 総務課総務係長 | 芳賀 | 真 | 由美 | 町づくり企画課財政係長 | 小島 | 敦 |

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 蓑 島 賢 治
図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 石 森 実
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 栗 生 貞 幸 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 高 橋 一 史
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第9回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって9番 嘉藤均議員及び1番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第42号から議案第48号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第10号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第11号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 去る、平成29年7月25日招集の第1回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月25日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は12件であります。

議案第1号 平成29年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出2,724万2,000円を追加し、32億574万2,000円といたすもので、置戸町関係分につきましては、繰越分の398万4,000円を減額調整し、退職消防団員3名分の退職報償金145万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号 北見地区消防組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例については、9月1日運用開始の留辺蘂支署新庁舎移転に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 北見地区消防組合消防職員等定数条例の一部を改正する条例については、北見赤十字病院内のワークステーションの救急救命士指導体制強化のため本部職員2名の増員と消防署東出張所に救急車の専任職員に要する職員10名を配置し、合計12名の増員を行い、消防職員の定数を240人から252人に改正するものです。

次に、議案第4号 北見地区消防組合職員の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第5号 北見地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、関係している労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことによる、所要の改正を行うものです。

次に、議案第6号 北海道市町村総合組合規約の一部を変更する規約について及び議案第7号 北海道町村議会議員公務員災害補償等組合規約の一部を変更する規約については、規定により加入団体の所要の変更を行うものです。

次に、議案第8号から議案第10号まで、財産の取得については、北見市が配備しております水槽付消防ポンプ自動車2台及び高規格救急自動車1台が更新整備で取得価格が、3,000万円を超えるため規定により議会の議決を求めるものです。

次に、報告第1号 継続費繰越計算書の提出については、消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業に係る平成28年度年割額の残額について規定により繰越計算書を提出するものです。

次に、報告第2号 専決処分については、留辺蘂町内で発生した火災事案において、敷地内舗装の一部分を損傷させたもので、規定により報告するものです。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成29年9月12日、報告者、嘉藤均。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を3点申し上げます。

初めに、9月1日現在の農作物の生育概要について申し上げます。

本年は3月から温暖傾向となり、融雪も順調に進み、4月下旬から5月上旬にかけても平年より高い気温で推移しました。その後、6月上旬にかけては、雨天の日が多く日照不足となりましたが、各作物とも植付け作業は順調に進み、中旬以降も総じて順調に生育してきました。しかし、7月に入り20日頃までは記録的な猛暑が続き、さらに8月には、オホーツク高気圧の影響により、曇天、霧雨が続き、極端な日照不足と干ばつ傾向となりました。この影響により、小麦など一部の作物では、平年作を下回る状況となっております。8月後半から本格的な収穫時期を迎えていますが、全体的には例年より早めに収穫作業が進んでおります。

9月1日現在の主要作物の生育状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。その概要を申し上げます。

最初に、秋まき小麦についてですが、春先の好天に恵まれ起生期、幼穂形成期ともに平年より2～3日早く、止葉期でも5日早く進みましたが、6月の低温、多雨により、成熟期は平年並みとなりました。登熟日数は概ね確保できたものの、子実の成長期に雨が少なく、高温障害を受け細麦傾向が顕著で、反収あたりについては昨年より95キロ少ない532キロ、製品歩留は74.1%の見込みとなりました。なお、昨年確認された、なまぐさ黒穂病は、7月に実施した全筆調査では確認されませんでした。

春まき小麦は、平年並みの播種期となり、順調に8月2日に成熟期を迎えましたが、収量は秋まき小麦同様に細麦傾向となり、昨年を大きく下回る反収365キロの見込みとなりました。

次に馬鈴薯であります。植付け作業も順調に終了し、萌芽期も5月28日と平年より3日早く生育も順調でありました。その後、6月の低温・多雨の影響で、着蕾・開花ともに2日遅れ、一般圃場で培土崩れによる緑化イモの発生が見られましたが、収量は前年並みの反収2,780キロの見込みとなっております。なお、ジャガイモシストセンチュウの植物検診、シロシストセンチュウの抵抗性品種の作付けなども実施し、全筆検診の結果、新たな発生は見られませんでした。

次に、てん菜について申し上げます。

移植栽培につきましては、育苗、移植時期ともに天候に恵まれて、平年より4日早く順調に進みました。褐斑病やヨトウガ食害などの発生も少なく、作況圃における根周は現在32.9センチと生育は順調に進んでおります。直播栽培においても播種作業が順調に終了し、平年より4日程度早い生育となり、作況圃における根周も現在29.1センチと、ほぼ平年並みとなっております。本年の収量は、移植で反収5.2トン、直播で4.8トンを見込んでおります。

高級菜豆は、播種、発芽とも平年より4～5日早まり、開花期はほぼ平年並みに生育が進みました。7月中旬の猛暑による落花もありましたが、概ね平年並みの着莢数で推移しております。

タマネギは、播種作業が順調に進み、平年より2日程度早まりました。移植作業も好天に恵まれ、5月12日と平年より3日早く終了しました。6月の多雨により湿害が心配されましたが、球径も8.0センチと順調に生育し、収量は昨年並みの反収6,000キロを見込んでおります。

牧草の1番草につきましては、干ばつ気味の天候で、草丈がやや短くなり、収穫期も6月中旬の降

雨で心配されましたが、ほぼ平年並みの収量となり、品質も概ね良好となりました。

2番草は十分な草丈を確保し、8月22日から収穫作業が始まりました。

飼料用トウモロコシにつきましては、播種作業も好天に恵まれて、平年より3日早く順調に進みましたが、降雨による肥料流亡等の影響から茎が細く軟弱傾向となっております。その後の生育は順調に進みましたが、乳熟期は8月28日となり、平年より4日遅れで推移しております。

以上、申し上げます農作物の生育概要の報告といたします。

2点目は、置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。初めに、網走開発建設部北見道路事務所が所管している事業といたしまして、一般国道242号の維持補修工事で5件及び永年改修を要望しておりました秋田橋の拡幅工事で1件の、合計6件、1億8,800万円。北見河川事務所所管の常呂川維持工事で2件及び災害復旧工事で1件の合計3件、5,000万円。合わせて9件、2億3,800万円で維持補修が進められております。

次に、北海道関係であります。オホーツク総合振興局網走建設管理部が所管する事業であります。本別留辺薬線の改良工事で2件、維持補修工事で4件、災害復旧工事で2件の合計8件、5億1,083万8,000円。

河川関係は、仁居常呂川災害復旧工事で1件、1,971万円となっております。道路、河川合わせて9件、5億3,054万8,000円で工事が進められております。

次に、総合振興局林務課で所管する事業であります。置戸地区復旧治山工事で1件、拓殖地区災害復旧工事で1件ほか、合計1億4,837万7,000円で工事が進められております。

最後に、中部耕地出張所の事業につきましては、本年度で完了予定の春日地区農道整備、また農地整備事業、畑地帯担い手育成型事業であります。これによります面整備工事で、合わせて道路改良工事、さらには用地買収など9件の合計2億8,182万円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業は、全部で30件、総額11億9,874万6,000円で事業が進められております。なお、昨年度は27件、総額7億5,711万2,000円でしたので、事業費ベースで、前年度対比158.3%、4億4,163万4,000円の増額となっております。増額の要因は、本別留辺薬線の道路改良工事と、災害復旧工事によるものであります。

3点目は、8月29日早朝に発信された全国瞬時警報システム、Jアラート情報の取り扱いであります。8月29日午前6時2分、総務省消防庁より北朝鮮からミサイルが発射された旨の情報がJアラートで発信され、その12分後の午前6時14分、発射されたミサイルが本道の上空を通過した旨の情報が配信されまして、本町の受信機もその通知を受信しておりました。

しかしながら、Jアラートにより発信された情報について、正確に住民周知が出来なかったことから、その情報伝達に不具合があった自治体として、同日29日のテレビニュースや、翌30日の新聞報道などでの公表に至ったところであります。

町民の皆様には、不安とご心配をおかけしましたことに、改めてお詫びを申し上げたいと存じます。なお、携帯電話をお持ちの方には、各携帯電話会社からのエリアメール、緊急速報メールにて、この情報は配信されております。

このような状況に至った経過ではありますが、Jアラートにより発信された情報につきましては、現在、情報メールおけとに登録の町民の方440名と、FAX登録の13施設に対し、それぞれ同時に

情報発信が出来るような設定をしておりました。

近年の情報漏えい問題などを契機に、総務省が推進する情報セキュリティ強靱化事業によりまして、本年3月末に、行政情報を取り扱う環境とインターネット環境との完全分離を行っております。これまでの間、Jアラートにより発信された情報を正常に受信しても、自動的に情報メールおけととFAXで情報発信ができない状況にあったことから、情報システム業者と従前のおり情報の自動発信が出来るような設定を依頼しておりました。この間、北海道の防災情報システムの連携による自動送信での伝達、未送信で届かなかったことや、代替措置として手動による情報発信で対応しておりました。

今回に関しては、担当職員が情報収集及び関係機関への連絡調整を行うため登庁した時点で、すでにミサイルが北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過し落下したとの情報が発信されていたため、かえって町民への混乱を招くと判断し、手動での情報発信を行いませんでした。

なお現在までに、Jアラートにより発信された情報については、情報メールおけと等に自動発信されるよう設定を済ませておりますし、現在整備を進めております防災行政無線のデジタル化が完了された後は、現状の情報メールおけととFAXの自動配信とともに、平成30年、来年であります、4月1日から防災無線や戸別受信機などにも自動送信されるように予定をしているところであります。

今なお北朝鮮によるミサイル発射など世界情勢は非常に緊迫しておりますが、町民の安心・安全を守ることが何よりも重要であるため、万が一の事態に備え、関係機関とも連携をより密にして、今後ともその対策にあたっていきたいと考えております。以上、Jアラート情報の取り扱いの経過と、今後の対応についての考え方でございます。

以上、3点を申し上げ行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今、町長の行政報告の中で、Jアラートのことについて報告ありました。自分もテレビを見て置戸町という名前が出てきたので大変驚いたんですが、今の説明の中でもありましたけれども、置戸町以外の正常に機能したという町村との違いといいますか、その辺り、置戸の場合はこうだったけれども、他の正常な町はどうだったというのをお聞かせ願いたいのですが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 ちょっと他町の情報も含めてであります、担当の町づくり企画課長の方から詳細説明させていただきますと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

実は、他町のことにつきましては、今、北海道その他関係機関が全市町村に対しまして、今回のJアラートの状況についての調査を進めているところでございます。まだその結果が出ておりませんので言及することはできませんけれども、私共において不具合があったとご指摘があったのは、いわばJアラートで正常に受信した情報を町民の皆様、いわゆるその自治体が発信をするということの通達がございました。私共といたしまして、今回言われたのは、結局は私共の受信をし、そして関係職員が他の機関と連絡調整をするという中で、既にミサイルがもう着弾していたということもありまし

て、あえて混乱を招くという判断から、町民の皆様へ情報を発信しなかったという判断をいたしました。いわゆる町民の皆様へその情報、自治体が発信した情報を発信をしなかったという点が不具合があったという指摘にあたったということでございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 それは分かるんです。他の町はもう既に整備されていて、自動に、今言われたFAXですとか、各町が持っている情報無線ですとか、そういったものが整備されていて、置戸町だけがそれが遅れているから出来なかったということなんでしょうかね。例えば、今回の事案みたいに、朝早い時間に手動でっていうのは不可能だと思うんです。その辺りが他の町村と比べると、置戸は現時点で遅れているということなのかっていうことなんです。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 ただいまのご質問の件でございますが、私共の町の対応といたしましては、Jアラートが発信した際には、いわば情報メールおけと、それからFAXにおいて自動送信できるようにしていたということでございます。他の自治体様におかれましては、それぞれJアラートを受信した時に、町民の皆様へ発信する方法がまちまちでございます。なので、詳細につきまして他の自治体がどのような形で住民に周知を行ったかという手段につきましては、把握をしておりません。私共の今の現状といたしましては、国が推奨するJアラートが発信と共に、今の防災無線で一斉に周知をするというには、やはり機器が古くてその連携が出来なかったということもございます。

それで、今回情報メールおけとの登録をされている方に自動メールを自動配信するという。それから先程、行政報告させていただきましても、北海道の情報システムで北海道から発出されるメールとも連携をさせるということで代替手段を取っておりました。ところが今回につきまして、その北海道の情報メールも届かなかったという不具合があったところから、町民の皆様にも発信が出来なかったというところでもございます。確かに私共の今の防災無線が古いためにデジタル化を進めておりますけれども、そういう環境の整備につきまして、今鋭意取り組んでいるところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 新聞とかテレビとか、置戸町の名前が不備があったという町村の中で名前が出てきて、とても汚点と言いますか、びっくりしたんですが、それ程他の町とも違いがないのかなというふうにも思っているんですけども、デジタル化に合わせて今後は解消されるというふうに思っていますので、また個人には、僕なんかにも携帯の方にいきなり入ってきているので、それほど町がどうのっていうことで新聞に出るのもいかがなものかなと逆に思ったぐらいなんですけど、デジタル化に向けてしっかり取り組んでいただきたいなと、そのように思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 先程も申し上げましたけれども、今回の反省にも立ってということも言えるんですが、来年の3月ぐらいまでにはこうした問題について解消できるように進めていきたいというふうに思います。なお、今回の関係については議員もご承知のように、時間的にも極めて短い12分ぐらいの間での動きでありました。担当の方では、先程申し上げましたように、手動で着弾した後に通知するもの

いかなものかというような判断があつて手動での連絡はしなかつたわけですがけれども、この判断は判断として正しかったというふうに思います。ただ、今日のこの情報化時代でありますから、こうした問題を町民の方々から心配されないような、機器の整備も含めてでありますけれども対応していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)から

◎日程第 1 0 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまで

————— 7 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)から日程第 1 0 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第 4 2 号は、平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)についてであります。町づくり企画課長以下、所管の担当課長より議案の説明を申し上げたいと思います。また、議案第 4 8 号は、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。内容については、総務課長よりご説明を申し上げます。なお、この間のそれぞれの議案につきましては、所管の課長よりご説明を申し上げたいと思います。

〈議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)〉

○佐藤議長 まず、議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 議案第 4 2 号について説明いたします。

議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算(第 3 号)。

平成 2 9 年度置戸町の一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 9 9 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 億 4, 8 7 2 万 4, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、後程、別冊の平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算

事項別明細書（第3号）により説明いたします。

第2条 地方債の補正について説明いたしますので、本議案の3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の補正は、橋梁の長寿命化に関わる過疎対策事業債の追加となります。境野4号橋の長寿命化修繕工事で、2,350万円の追加となります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、事項別明細書により説明いたしますので、最終ページ、12ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査になります。区分の欄、3、その他、(2)過疎対策事業債の当該年度中増減見込み額の起債見込額欄に、2,350万円を追加し、一番下の合計欄でございますが、本年度の起債見込額は、5億5,290万円。当該年度末現在高見込額は、54億1,188万2,000円となります。

引き続き、第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり)

〈議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成29年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,039万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）で、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり)

〈議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第44号について説明をいたします。

平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,260万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正についてご説明いたしますので、別冊の平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第45号の説明をいたします。

議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,300万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について説明いたします。

北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、本年6月1日付で伊達市、洞爺湖町、浦幌町、壮瞥町の1市3町で構成していましたが、西胆振消防組合が火葬場に関する共同事務を追加したことにより、組合名称を西胆振行政事務組合に。8月1日付で桧山管内江差町、上ノ国町、和寒町で構成しており

ました、江差町ほか2町学校給食組合が和寒町の脱退により、江差町・上ノ国町学校給食組合にそれぞれ名称変更したものであります。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

説明資料、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

〈議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。総務課長。

○深川総務課長 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、議案第46号と同様でありますので省略いたします。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

説明資料、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

〈議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。総務課長。

○深川総務課長 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について説明いたします。
北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、議案第46号と同様でありますので省略いたします。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

説明資料、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第42号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第17 認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第11 認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第17 認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号は、平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。また、認定第7号は、平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。議案の説明については、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、認定第1号から認定第7号について説明をいたします。平成28年度の各会計決算につきましては、6月30日会計管理者に提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月1日監査委員の審査に付したところでございます。8月31日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定

に付するものでございます。

次に、お配りした資料でございますが、ピンク色の表紙のものは、平成28年度置戸町一般会計・特別会計決算書でございます。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計毎にまとめ、183ページからは財産に関する調書。195ページからは基金運用調書を添付しております。

この他、別冊で法に定める資料として、各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書・監査委員の審査意見書。参考資料といたしまして、黄色の表紙の平成28年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付しております。

〈認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 それでは、認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

一般会計・特別会計の決算状況につきまして、会計毎の実質収支に関する調書で説明したいと思っておりますので、ピンクの表紙の置戸町一般会計・特別会計決算書、82ページをお開きください。

それでは、一般会計のご説明をさせていただきます。

一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額54億2,989万円。歳出総額52億9,280万9,000円。歳入歳出差引額は、1億3,708万1,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の270万7,000円を差し引いて、実質収支額は、1億3,437万4,000円となります。実質収支額の内、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億円とし、減債基金に積み立てました。残り3,437万4,000円は、平成29年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第2号について説明をいたしますので、同じく決算書の108ページをお開きください。

それでは、認定第2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5億3,576万2,000円。歳出総額5億2,765万5,000円。歳入歳出差引額は、810万7,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、810万7,000円となります。実質収支額の内、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は500万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てました。残り310万7,000円は、平成29年度に繰り越しました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第3号について説明をいたしますので、同じく決算書の120ページをお開きください。

認定第3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4,870万6,000円。歳出総額4,869万3,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額は、1万3,000円となります。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第4号について説明をいたしますので、同じく決算書の142ページをお開きください。

認定第4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億2,193万4,000円。歳出総額3億613万8,000円。歳入歳出差引額は、1,579万6,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、1,579万6,000円となります。実質収支額の内、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を全額の1,579万6,000円とし、介護給付費準備基金に積み立てました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第5号について説明をいたしますので、同じく決算書の154ページをお開きください。

認定第5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額並びに歳出総額は、いずれも2,137万9,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は、0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第6号について説明をいたしますので、同じく決算書の168ページをお開きください。

認定第6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額6億1,286万1,000円。歳出総額6億1,280万円。歳入歳出差引額は、6万1,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の5万円を差し引いて、実質収支額は、1万1,000円となり、平成29年度に繰り越しました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森町づくり企画課長 続きまして、認定第7号について説明をいたしますので、同じく決算書の182ページをお開きください。

認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億3,330万7,000円。歳出総額2億3,329万6,000円。歳入歳出差引

額は、1万1,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、1万1,000円となり、平成29年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

○佐藤議長 まず、認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長、なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成28

年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 前田篤議員、2番 澁谷恒壹議員、4番 佐藤勇治議員、5番 阿部光久議員、以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第18 報告第10号 平成28年度置戸町財政健全化及び 経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第18 報告第10号 平成28年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第10号は、平成28年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、報告第10号について説明をいたします。

平成28年度 置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成28年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成28年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいた

します。

1の財政健全化の比率についてですが、平成28年度における健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はありません。実質公債費比率が6.7%となり、前年度より0.1ポイントの上昇となりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計共に資金不足比率の数値はありません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の平成28年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第19 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第19 報告第11号 例月出納検査の結果報告について、事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 監査委員が平成29年6月20日、7月20日及び8月21日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これでは報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時34分

平成29年第9回置戸町議会定例会（第2号）

平成29年9月13日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第11 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第8号 「全国森林環境税」の創設に関する要望意見書
- 日程第13 議員の派遣について
- 追加日程第1 議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第11 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第8号 「全国森林環境税」の創設に関する要望意見書
- 日程第13 議員の派遣について
- 追加日程第1 議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒壹	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務課総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実
社会教育課長	菘島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	高橋	一史	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田	美紀		

開会 9時30分

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月12日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には、佐藤勇治委員、副委員長には、阿部光久委員が互選されました。その他の事項については、事務局長から報告させます。
事務局長。

○高橋事務局長 本日、町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・追加議案第49号。

本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第2号。
- ・意見書案第7号から意見書案第8号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは、役場庁舎の耐震改修について、通告に従いまして町長に質問をいたします。

この役場庁舎の耐震改修につきましては、昨年12月の定例議会の一般質問において、佐藤議員より質問がありました。エレベーターの設置、機能向上を含め、この先何十年も使うことを想定し、改修の費用をより効果的な形で考えると、耐震改修に合わせて大規模改修を考え、平成32年に事業実施の予定であると答弁されております。本町の耐震工事は、置戸中学校をはじめ、本年はスポーツ

センターの耐震化と大規模改修を終わらせて、いよいよ残るのは役場庁舎のみとなりました。

そこで私から違う観点から、消防庁舎についてお話をしたいというふうに思います。置戸町の人口もいよいよ3,000人を切るところまでできました。訓子府町との合併協議も破綻して、置戸町は置戸町であり続けることを決意いたしました。今後において、中学校、スポーツセンター、そして役場庁舎の大規模改修が20年後には建て替えの議論をする時期を迎えることにはならないでしょうか。中学校には8億円、スポーツセンターには3億5,000万円、役場の耐震化には5,000万円程度。さらに、大規模改修に一体どれくらいの改修費をお考えなのか。当面改修でしので、次の世代にその付けを回すことにならないのでしょうか、町長のお考えをお伺いいたします。

先月8月28日の伝書鳩に、美幌の庁舎建て替えの記事がございました。昭和35年建設、57年を経過して65年とされる耐用年数が近いこと。耐震性に加えて、防災拠点としての機能不足が上げられ、改修費に13億円程度を要すること。建物の延命に繋がらないことから、建て替えとなりました。事業費は外構含めて30億円程度と、そのようになります。そこで、置戸町の庁舎も49年を経過しておりまして、この機会に建て替えを検討してはいかがでしょうか。

先般、置戸町における土砂災害予想が示されましたが、そのイエローゾーンの中には、置戸町庁舎をはじめ、消防、日赤、さらにはグループホームはなおけとまでが入っております。災害の際の対策本部の役割を持つ庁舎が災害に巻き込まれては、どこで災害後の対策を練るのか、避けなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

そこで、検討案として、現在構想されております木道プロムナードを役場庁舎を含めた絵を描いてみてはどうでしょうか。公民館、スポセン、図書館、そしてぼっぼ含めたエリアとして検討してはとありますが、いかがでしょうか。役場庁舎に手をつけることは、なかなか町民の理解を得られないことは十分分かっておりますが、町民に対する理解を求める努力を重ね、20年後に町民に付けを回すことを考えると、今、建て替えを含めた検討をすることも必要と考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 役場庁舎の耐震改修についてのご質問でありますけれども、少し議員の方からもご紹介ありましたけれども、現在の庁舎のことについて若干申し上げたいと思います。

現在の庁舎であります。昭和42年から2ヵ年かけて建築されました。鉄筋コンクリートの3階建てで、面積は1,812平方メートルで、翌43年の7月になりますけれども完成いたしました。現在49年が経過しております。その後、増改築を行いまして、平成3年には、1億4,000万円をかけて大規模改修が行われ、現在の床面積は2,187平方メートルになっております。

公共施設の耐震化についてでありますけれども、中学校、スポーツセンターと耐震化工事を実施してまいりました。本年4月改定の置戸町耐震改修促進計画で、第1号特定既存耐震不適格建築物、即ち耐震改修促進法に基づき耐震化を行う必要がある町内の公共建築物は、現在、役場庁舎のみということになっております。この計画における改修状況では、お話がありましたように、平成32年度に改修予定としているところであります。庁舎の耐震診断は、平成26年に行いました。その結果、横の揺れに対する柱の体力不足として想定する、震度6弱の地震に対して倒壊の危険性があるものと判定されているところであります。なお、耐震改修を行う場合でありますけれども、1階のピロティ部

の柱に対してのブレス補強あるいは3階の張り出し部分に対する補強壁、これらが必要になってきます。概算工事費、約5,000万円ということで積算されているわけでありますが、資材等の高騰もありまして、おそらく詳細設計をやっていけば、この5,000万円は7,000万円ぐらいになるんじゃないかというふうに想定されます。

さて、現実の庁舎の改修を考えますと、議員からもお話がありましたけれども、改築から49年、大規模改修から26年が経過します。耐震化工事と同時に、暖房だとか、電気設備等の改修だとか、さらには今日迎えております高齢社会を考えた場合に、ある種3階建てではありますので当然ながらエレベーターの設置だとか、最近とみに注意しなければならない災害発生時の対策本部の位置の問題だとか、そんなことを考えますと、機能としての保持あるいは強化を図っていかねばならないだろうというふうに思うわけであります。当然ながら災害のことで言えば、自家発電設備の導入だとか、防災備品の保管場所ということも含めて検討しなければならないというふうに考えているところであります。

一方、現庁舎の建物構造で言いますと、鉄筋コンクリートの構造耐用年数で60年と。事務所、それから庁舎など用途別の耐用年数でも50年ということが示されておまして、耐震化工事を行っても49年を経過した庁舎の更新新築は、間違いなく将来必要になってくるだろうというふうに思います。議員からもご紹介ありましたけれども、管内でも美幌町あるいは津別町では、耐震化の庁舎改修というのを行わないで、庁舎の建て替え計画が発表されているところであります。これは、熊本地震以降、老朽化したこの公共施設を対象とした、この公共施設等適正管理推進事業債、私共からすると借金ですけれども、この事業債が新設されました。いわゆる市町村役場が緊急保全として新築をするというような時に、この事業債が借りられるということになりました。庁舎の更新新築にも交付税措置がなされるということになったことが非常に大きな引き金と言いましょか、誘因になっているんだろうというふうに思います。

庁舎の耐震工事の実施にあたっては、想定する庁舎改修の内容あるいは新築する場合の費用、それから、さらには財源対策、これらとの比較しながら、先程申し上げました置戸町の耐震改修促進計画で示しておりますけれども、現段階においては、平成32年度を目指しての大規模改修含めての耐震工事になってくるのかなというふうに思います。耐用年数が60年あるいは50年というふうに言われておりますけれども、その50年、60年を迎えた時に、すぐ問題ありというわけではありませんから、議員からあった、20年後ある程度考える必要があるんでないかっていうお話がありましたけれども、そういうことを合わせて考える必要があるだろうと。しかし、今、平成26年にやりました耐震調査、その結果が出てますから、少なくとも今の状況の中で20年持たせるとするのは、少し危険性があるだろうというふうに思います。従いまして、少なくとも耐震と合わせて、それほど大きな改修ということにはならないかも知れませんが、合わせて改修をやっていくのが財源対策も含めてでありますけれども周到な考え方ではないかと、そのように考えているところであります。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 財源対策を考えながらということでありますので、十分その辺は、改築、改修の比較をしながら検討をしていく必要があるなというふうに思います。先程申しましたように、中学校に約8億円だったと思います。それからスポーツセンターにも3億5,000万円。も

つとえば、橋梁の長寿命化ということで境野1号橋にもかなりの1億7~8,000万円だったでしょうが、かかってますし、これから4号橋も今回の予算の中で7,000万円ほどの改修の計画が出てきています。これも結局は、20年後にまた同じことの議論、その時は改修ではなくて建て替え、架け替えの議論をしなきゃならない時が必ずくるわけですから、その辺も考えながらバランスを考えてやっていく必要があるんだなというふうに思います。

最初に申しあげましたように、町民の理解を得るのは非常になかなか大変だなっていうのは、近隣の市町村の中でもそういう議論があって、例えば、選挙のたびに、庁舎改修なり、あるいは建て替えの、そういうものを選挙の公約に立ち上げて選挙に挑んで、結局、二選果たせないような、そういう事例がある。それだけ、町民に理解を得るのは難しいなという思いがあります。町長その辺よく分かっているんだというふうに思います。雑談の中でもそういう話をしたことありますので、その辺よく分かっていると思うんですけども、やっぱり先のこと、今、3,000人を切ろうとしている置戸町の中で、20年後、果たしてその町民が何人いるのか。おそらく極めて2,000人に近い、そういう町民の中で、更にそういう負担をしながらいろんなものを建て替えていく、そういうことをしていかなきゃならない時期が必ず来るわけですから、その辺は十分に考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

もう一点は、今日もここへ来る途中、ちょっとこの役場庁舎の裏山を見ながら来たんですけども、今まではある程度この斜面にも木が生えていて、ある程度それも防災の一つの役割を果たしていたんですけども、この役場庁舎からはなおけとに至るまでの、この裏山かなり伐採が進んでいて、これ万が一にも大きな雨が降ると、そういう災害の危機にさらされる、そういう状況になる時に、一番先にこの庁舎がその被害にあって、消防もすぐそばにあるわけですから、その復旧のための対策本部が一番先にやられてはどうかになって、そんな思いもしながら今日はここに来ましたので、その辺も検討材料としていかなければならないというふうに思います。32年に実施ということですから、それまでにはいろんな意味で町民との理解を図るためのそういう議論を尽くしていきながら事業に進んでいっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと、さっき提案させていただきましたプロムナードの関係についても、今ちょっと財源の確保やそういうところで少し止まっているというか、ある意味、事業実施なかなか進まない状況にある中で、それも一つ含めて、プロムナードの規模を縮めてそこに庁舎含めて検討していくのも一つの案ではないかなと。申しましたように、公民館、スポーツセンター、図書館、それからぼっぼなり、工芸館、それから議論されていますクラフトパーク、そういったものも含めて一つのエリアとして地域考えて、その辺も検討してはどうかというふうに思いますので、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 置戸の街並みと言いましょか、立地条件っていうかそういうことを総合的に考えて建物の建設もやっていかなければならないだろうというふうに思います。常呂川と、そして山に挟まれている、そういうところに町が形成されていると。災害が今までは、あまり大規模な災害が発生しないであろうと。いわゆる災害に強いこの北見地域、その置戸もその一つだと、そんな思いできたわけでありまして。しかし、今の気象変動を見ておきますと、そうも言ってもらえないというのが率

直な感想です。そうしますと、いざ対策本部を設置しなければならないと言った時に、この庁舎に設置するということは、適切な判断っていか場所ではないというふうには思います。だからといって役場庁舎だけをより安全な場所に、そうしたことに災害対策本部という部分で考えて、より安全な場所に移設をするということだけでいいのかというのが、率直に言って私の悩みでもあります。と言いますのは、ご承知のように、役場庁舎よりもさらに崖崩れの心配をしなければならないところに、公共施設と言われる消防の支署があります。それと、公共施設というふうに言っていていいと思うんですが、日赤病院があります。そして、グループホームのはなおけとがあります。お寺さんもありますけれども、これは置戸の人たちにとって、町民にとって、どれも欠かすことのできない建物です。そういう状況の中で、災害対策本部の場所ということだけで、役場だけがより安全な場所に逃げて、逃げてっていうのはちょっと言葉分かりやすすぎるんだけれども、それだけでいいのかっていう問題が私自身の中にあります。ですから、災害対策本部は文字通り重要な拠点になるんですけれども、今申し上げた、そうした部分も含めて、20年、30年後も見据えてどうしていくのか。これは役場だけじゃなくて、今申し上げた関係するところとも、その辺のこと十分やはり相談していく必要があるだろうというふうに思います。簡単な財源対策では成し得ないことだろうと思います。

以前、この場所でちょっと申し上げたことがあるかと思いますが、岩手県の大槌町が例の東日本大震災の時に、本当は公民館に対策本部を設置するふうになっているようなんですけれども、あまりにも急激な津波の心配があるというようなことで、役場の中に対策本部を立ち上げて、そして、そこで協議してた役場の幹部の人達が集まって協議をしていた矢先に津波に襲われたと。従って、その時に3階建てですけれども、2階あるいは3階に逃げる時に津波に襲われて、幹部と言われる人の半数ぐらいが亡くなったということでもあります。そんなことを考えますと、本当にこの場所という問題、それからそこに生活している人達のこと、そんなことを考えながら、総合的にこうした問題に対しての考えを整理していく必要があるだろうというふうに思います。これは1年や2年の期間だけでは、率直に言って結論は出ないだろうと思います。それは、間違いなく財源対策が不可欠でありますから、そういう意味では十分な議論と同時にそうした対策も合わせて考える必要があるだろうというふうに思います。役場を建築する時に、当然ながら役場ばかりじゃないですけれども、公共施設を建てる時に、町民の方々のご理解をいただくということが大前提にはなってきますけれども、しかし今日の自然災害と言いましょか、この状況を考えますと、やらなければならないものは、どうしてもやらなきゃならないんだということでの理解も、私の立場からするとしていかなければならないだろうというふうに思います。

議員のお考えと私の考えとちつとも違いはないと思いますけれども、そんなことを含めて、とりわけ西側に張り付いている公共施設あるいは準公共施設と言っていていような大事な施設の将来の有り様も含めて考えていく必要があるだろうというふうに思います。本当は庁舎の関係について言えば、3階建てでありますから、3階まで上がって来るには、それなりに大変な問題も生じているというふうに思います。最小限度の中で少し機能的な庁舎に作り替えていくということが必要なんだろうと、今の段階ではそのように考えております。32年、そう先の話ではありませんから、具体的なものがまとまり次第、議員の皆さんとも相談させていただきたいと、そのように思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 改修の方向でということの変わりはないんだろうと思うんですが、一つそこも含めてということで提案をさせていただきました。先日、財政健全化の指数も示されて、公債費6.7に、コンマ1上がったということは、交付税がかなり厳しく見られてきているなというところで、財源確保する部分については、非常に難しいなど。国もそれぞれ町村が持っている基金に目を付けて、そこに手をつけようと、そんなふうにも考えているわけでありまして、決して潤沢ではない基金も狙われるなというようなところもありますので、その辺は十分財源との兼ね合いを考えながらやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと置戸町史の新しいやつを開いてこの間見たんですが、町民の理解を得る意味で、これはそういう意味だったのかなというのは、この庁舎が建ち上がった昭和43年、それまで老朽化した庁舎を改築するために非常に奮闘された阿部町長がですね、その時の選挙でですね、瀧口町政にもっていか、瀧口町長に敗れて置戸を去らざるを得なかったと。結局、この庁舎に入ることができなかったという部分では、選挙の公約ではありませんけれども、そういうことを立ち上げてやると、町民から、ある意味そういう審判を受けちゃうっていうことも、場合によってはあるのかなということはあるので、それは慎重に考えていかなきゃならないけれども、必要なところはきちっと判断をしてやっていただきたいと、そのように申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に質問したいというふうに思います。

平成29年度の地方公共団体による森林整備に対する地方財政措置は、平成28年度に引き続き、森林吸収源対策事業として、普通交付税と特別交付税を合わせて、500億円規模で措置されております。この活用にあたっては、市町村が森林・林業関係者との協力のもとに、対象事業に積極的に取り組んでいくことは必要であると言われております。平成29年度は、地方財政計画において、その対策との拡充が行われております。国際公約である温室効果ガスの削減目標を達成するためには、国、地方を通じた森林整備を推進する取り組みが特に重要でございます。市町村が主体となって取り組みが極めて重要であるとの認識のもとに、平成28年度の与党税制改革大綱において、森林環境税の創設と。その用途は、市町村による森林整備とすることが大筋合意されたわけでございます。これを受けて、市町村の森林整備等を支援するための措置として創設されたものでございます。

そこで、次の4点について伺います。

一つは、林地台帳の整備を平成29年、30年の2ヵ年で整備をするというふうに言われておりますが、今、どんな状況で今後どう進めるのか、お聞きしたいというふうに思います。

2つ目は、森林担い手対策である新規事業による就業者等に対する研修、定住促進、就業者へのキャリアアップと研修や福利厚生等を充実するために、今後どう進めていくのか、お聞きいたします。

3点目は、森林整備に対して一定の知識を持った林業者を市町村が雇用し、地域林政に役立つ地域アドバイザーとしての今後の取り組みをどうしていくのか。

4つ目は、林業機械等で国や道の補助を受けると、次回から大きな目標値が設定され、この目標値を通知しないと次回の補助は受けられないため、町単独で高性能機械の他、林業で使用する機械の補助制度の創設をどのように考えているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 森林林業による地方活性化についてと。テーマは、林業・林産業の振興全般に関わる大きなテーマだというふうに押さえております。

そこで、課題になっております森林環境税、まだ仮称の段階でありますけれども、このことについて申し上げたいと思いますが、議員もご承知のように、森林所有者による自発的な間伐等が見込めない森林の整備に関して、市町村が主体となって実施する森林整備の財源として長年要望してまいりました。20以上にも及ぶ要望でありました。平成29年度の自民党あるいは公明党が中心になっての与党の税制改正大綱におきまして、平成30年度の税制改正で結論を得るというふうになったところでもあります。言葉は、一行程度のことですけれども、自民党税調がここまで踏み込んで発言したというのは、実は初めてであります。従いまして、山村地域あるいは森林が中心になって発展してきた町にしますと、非常に大きなインパクトを与えられまして、期待もそれだけ大きいというふうに思っております。

そこで、議員からお話のとおり、この森林環境税の創設に向けて、平成29年度森林吸収源対策等に係る地方財政措置、いわゆる普通交付税あるいは特別交付税の関係であります。新たに追加されたことによりまして、地域林政アドバイザーの雇用あるいは森林の公有林化のための測量経費あるいは補助事業、これは環境林整備事業、また、美しい森林づくり基盤整備交付金と言われる事業であります。これらへの支援策などが、ご承知のように拡充されたところであります。

そこで、議員からご質問がありました点について、お答えをしていきたいと思っております。

質問の1点目ではありますが、林地台帳の整備についてであります。平成30年度までを期限として、現在、北海道が中心となってこの作業を進めております。本町では、平成24年度に導入しました、森林GIS、このデータがほぼ活用できることから、新システムへの移行作業については、道との連携を図りながら担当職員で対応していきたいと、このように思っております。今の予定では、来年、平成30年の秋には完了するであろうというふうに思っております。

次に、林業担い手対策についてであります。これまで町と林業関係者との間で、国の緑の雇用を活用した林業労働者の通年化あるいは担い手確保に向けた町独自の制度について検討を行ってまいりました。補助事業を活用するにあたっての事務量あるいは事業者の負担となるいくつかの課題等も提起されておりますので、引き続き協議を進めていきたいと、このように思っております。

議員の方から、国の補助制度の関係について少し現場の実態と言いましょか、そこそぐわな面がいろいろあるんだろうというお話がありました。そのことを私は否定するつもりはありませんけれども、しかし、国は全国一律っていうわけではありませんけれども、全体を見渡した中での補助制度を作り上げておりますので、その制度が必ずしもその地域に合っているというわけにはいかない部分もいろいろあると思います。だからといって一気に町独自の制度に作り替えれと、気持ちは受け止めたいというふうに思いますが、なかなかそれには財源的な裏付けがなければなりませんから、その辺は議員が主張されるその内容について、私も国の方に訴えていきたいというふうに思っております。できるだけ国の制度については有効に活用できるような、そんな姿勢で考えていただければというふうに思っています。当然ながら補助制度を活用するにあたっての事業量だとか事業者の負担と言うことも当然ありますので、その辺慎重に協議を進めて考えていきたいと、このように思っています。

次に3点目の、森林整備に対する林業技術者の雇用でありますけれども、専門技術者の活用として、

地域における民間の林業技術者の積極的な活用あるいは技術士、林業技師など資格者を地域林政アドバイザーとして雇用して体制構築を進めるんだと。それからもう一つは、林業技術者を多く雇用する既存法人に業務の一部を委託する方法等があるわけではありますが、森林を持続的に管理あるいは整備するためには、特に専門的なノウハウが必要となってまいります。そんなことから、本年度、第14次の置戸町町有林森林経営計画の策定作業を進めておりますけれども、新たな5年間の森林整備方針の中で林業技術者の活用あるいは民間委託なども合わせて検討を行ってまいりたいと思います。

それから、最後になりますけれども、4点目になりますでしょうか、林業機械導入に対する補助の創設についてであります。林業・木材産業を取り巻く環境というのは、今さら申し上げるまでもありませんけれども、木材価格の低迷あるいは林業労働者の減少、高齢化、それから木材の需要構造の変化などから、地域材と外材あるいは代替材との競争激化ということもありまして、非常に厳しい状況に置かれているというのは、私も十分認識しているつもりであります。一方では、林業技術の高度化が急速に進んでおりまして、効率的な経営を目指すには、高性能な林業機械の導入も不可欠と感じているわけがあります。この林業機械、高性能の林業機械ということをお願いしたけれども、農業機械を少し手を加えて林業機械にして使っているというのが現実かもしれません。林業者がもっと積極的に自分たちの産業のために役立つような農業機械を研究していこうじゃないかと、そんな姿勢も期待したいなというふうに思っています。しかし、小さな町の森林組合や林業関係の企業がそう簡単に手出しできるものでもないですから、大きなところとタイアップしながら提案をしていくと言いますでしょうか、そんなことを期待したいものだなというふうにも思うところであります。町独自の補助制度の創設について、その考えはということでもありますけれども、まずはやはり基本的に、冒頭でも申し上げましたけれども、国の補助制度を有効活用していただきたいというふうに思います。その上で補助の対象にならない機械の新規導入だとか、あるいは更新だとか、総合的に検討していかなければならないというふうに思います。そうした中では、ご相談にも積極的に乗っていきたく。状況においては、町独自の制度設計もあり得るだろうと、このように思っているところであります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 非常に中身的には難しいというふうなこともございますけれども、この間、読売新聞の中でですね、この制度を利用して、道内では8町村がアドバイザーとして市町村で雇用しているというふうなデータも出ております。市町村が雇うには、それなりの雇用するためには、それだけの知識を持っている人でないと駄目なのかなという感じはしています。ですけども、さっき町長が言ったように、法人の方でもいろいろできる、そういうのがあるというふうに思いますので、先程の答弁にあったように、5ヵ年計画が今年中に作成されるということもございますので、その段階で今後の町有林の1,800ヘクタールをどうして今後管理していくのかということが大きなものになってくるのかなという感じしています。そういう人が常時いなくても、アドバイザーがいることによって管理が適正に進むというようなこともありますので、今までちょっと職員が代わったりして山の造林が非常に遅れていると。あるいは、手入れが遅れているということが目立つようになってきましたので、ぜひその辺の活用も含めてやっていただきたいなというふうに思っています。

最後の4点目の、木材界からの林業機械の希望調査を取ったところでもございますけれども、今年から含めて5ヵ年で林業機械の導入が14台ほど希望が出ております。この希望は、先般も振興局ともち

よっと話をしたんですが、一回受けるとなかなか二回目の補助が難しいと。最初、コマツの120だったんですが、今はコマツの160ということで、年々ハードルが高くなってきております。一回受けると二回目は、なかなか受けられないと。もちろん生産量も拡大しなきゃいけないし、そうなる専属でないと仕事が上手くいかないと、計画達成ができないということであれば、非常に難しいなというようなことを言われております。先程、独自のものがないのか。14台で5ヵ年で希望価格が2億6,000万円ほど私の方の手元に届いています。非常に振興局との話の中でも難しいなというふうなことも言われております。今、昔のPCの120は古い型になってきてまして、年寄りでもできたのですが、最近PCの160になりますと、全部手でできます。そうすると、年寄りの人は、それは今度使えません。そういう機械の次から次と新しくなっていく状況の中では、非常に年寄りが退職して新しい人が入っても、その古い機械なかなか使えないと。そうしますと、どうしても新しいものに切り替えなきゃならないというのが現状でございます。その辺について、できれば早急に中身を検討していただいて、この辺の希望の数量も担当課長に上げておりますので、ぜひ内部で検討していただきたいなというふうに思っています。

それから2番目の、担い手対策の関係で、町長が道の林政審議会の中でも説明してましますけども、今の道の林業大学校ですか、設立に向けての準備作業を今やっている最中ですけども、できるだけ早く一人前にして現場に到達すると、そういうような人間を育ててほしいというようなことで道議会でも今言われてましますけども、その辺も含めて、町長の思っているところをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 北海道森林審議会の私もメンバーでありますので、道の水産林務部長と、この林業大学校の関係については、非公式でやり取りしているところもあります。しかし、今私がここでどうこうって申し上げるには、ちょっといかなものかなというふうに思いますが、年内にはアウトラインと言いましょか、この学校の目指すところって言いましょか、これが少し明らかになるであろうと、こういうふうに思います。そして、年が明けてからもう少し具体的なやり取りがあると思います。いろいろ難しい林業大学校だから、北海道がやるんだらうと。建物から何から全部北海道がやるんであろうというように、私共からするとそう思うわけですけども、必ずしもそうではないというような考え方もあるようでありますから、まだ今の段階で申し上げる状況にはないと思いますけれども、道議会の中でいろいろやり取りがこれから出てくるんだらうというふうに思います。管内もそれぞれ東部流域、西部流域で手を挙げているところもありますので、この辺の調整もして何とか管内にという思いは私自身は持っておりますけれども、十勝も、それから上川も、それから道南の方もいろんところで手を挙げてますから、なかなか難しいところもあろうかと思いますが、最終的には北海道の考え方がもう少し明らかになってこないと、対策というものもなかなか講じにくいっていうか、そういう状況に今あるだらうというふうに思います。

それから機械の補助の関係でありますけども、今お話があったように、14台、ちょっと私の方では、14台の内容っていうのは分かりませんけれども、しかし、新しい林業従事者と言いましょか、そういう人達が、しかも若い人達はその仕事に従事できるようなことを考えての機械導入という意味合いも多分にあるんだらうというふうに思います。そうした意味では、前向きに検討してあげなければ

ならないテーマだろうなというふうに思いますけれども、しかし、闇雲に担い手対策だからっていうだけで補助するというわけにもいきませんから、いろんな効率性だとか、それが真に経済的にも役立つものでなければなりませんから、その辺、小林議員の方からもいろいろとご説明いただいて検討させていただきたいなど、こういうふうに思っております。お話の中にもありましたように、単純な機械の更新なんていうことが国の補助制度の中では、なかなか認められるようなものではないことは十分承知しておりますので、その辺の隘路の部分をも町としてどう埋めていけるのか。その辺のことも含めて検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 最後にもう一つお聞きしたいんですけども、町で今臨時雇用しています、嘱託主事が今年度いっぱい終わるということでございますので、今後、町有林の管理についてですね、アドバイザーを雇うのか、あるいは委託していくのか、その辺についてもう一回お聞きしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、林業技師と言いましょか技術者、非常に不足です。町の方もなかなか全体的な仕事の中での一分野でありますから、そこに何十年もというわけにもいきませんので、なかなか林業技術者を育てていくというのは、小さな町ではなかなか難しいというのが現状です。そんなこともあって、国家公務員だった人をお願いして、退職後に来ていただきました。その方も退職するような段階にきましたから、この後どうするのかという問題があります。まだ具体的には検討するには及んでおりませんが、町有林をどう管理していくのかということも合わせて検討したいというふうに思っています。願わくばと言いましょか、森林組合の力って言いましょか、そんなことも合わせて考えたいなというふうに思いますので、議員は森林組合の組合長でもありますから、町有林の管理に対して積極的なご意見とか考え方って言いましょか、そんなことも承ればなというふうに思っています。まだ具体的には、どのような人員って言いましょか、まだ考えそこまでは及んでおりませんが、もう少し時間が必要だろうというふうに思っています。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 これで私の質問を終わります。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、簡易水道再編推進事業完了後の後年度負担と水道事業運営事業についてということで、次のとおり通告によりまして町長に質問させていただきます。

平成25年度から簡易水道再編推進事業の工事が始まりまして、明年度はいよいよ勝山地区、秋田地区への接続給水が開始されることとなります。その中で、安住中里あるいは北光愛の沢地区の営農用水地区への接続を後年度に残しているわけですが、この大規模な再編事業については、ほぼ完了することと認識いたします。このような大規模な水道再編事業の実施によりまして、川南地区、常盤地区、拓実地区など、一部営農水利用地区を除き、置戸町民の大约95%程度、この再編事業により給水エリアがカバーされることとなりますが、まず、この再編推進事業の実施によりまして、現状と比較した場合の想定される具体的な事業効果について、まず伺います。

次に、これらに要した事業費の後年度負担について具体的に伺います。1番目としては、総事業費が32億円を超えと言われておりますが、総事業費の概要について伺います。具体的には、総事業費の額、そしてその内訳として国、道からの補助金額あるいは起債額、それらを充当する一般財源などの額についてお示し願いたいと思います。

2点目としては、後年度負担となります起債償還計画の推移につきまして、償還期間及び起債償還のピーク時期は何年頃想定されるのか、この辺のことについて伺いをしたいと思います。

3点目としては、当然このような大規模な投資でございますので、料金を見直すことになろうかと思いますが、水道料金の改定について具体的に、そして、合わせて営農料金の改定についてもスケジュールを含めまして、どの程度の改定額を想定されているのか、現状の考えについてお伺いをしたいと思います。

4点目としては、当然、簡易水道会計は特別会計でございますので、原則として収入で支出を賄うということは、独立した会計でございますけど、ただ、収入には限りがありますので、他の会計も含めて一般会計からの財源の補填ということで繰入しているわけですが、この繰入額が今後、償還計画と合わせてどのように推移していくのか。

以上、この4点について財政的運営について伺いたいと思います。当然、まだ完了しておりませんし、数字が固まっていない部分あろうかと思いますが、見込額ということもあろうかと思いますが、4点について町長の考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 簡易水道の統合事業につきまして、ご質問いただきました。事業効果っていうお話がありましたけれども、今まで水道施設がなかったわけでありませんから、決定的にこうだっていう効果は申し上げるわけにはいきませんが、間違いなく先行投資であるというふうに考えていただければというふうに思います。やっぱり飲み水でありますから、これは人であろうが家畜であろうが、欠かすことのできない、命の源と言っていいだろうというふうに思います。その水が将来にわたって安定的に供給される施設でなければならないという、その観点から整備をいたしました。いつの時点でどのような評価をいただけるかどうか、ちょっと私も分かりませんが、しかし、間違いなく、この町に住んでいる上では、やって良かったというふうに、私はまだ給水、整備後の給水はされておりますけれども、今の時点でも私はそのように確信を持っております。

そこで、少しこの統合事業について申し上げたいと思います。平成25年度の工事着手から5年を迎えました。来年の4月からは、勝山地区あるいは秋田地区へ、この置戸の三の沢の水を給水開始いたします。また、営農用水地区への給水については、平成30年度に、安住中里。31年度に、北光愛の沢地区に行きわたるように入工を進めてまいります。全体の事業費であります、平成28年度までに25億3,000万円、29年から31年度までに6億7,000万円を予定しております、現時点で、トータル約32億円を見込んでおります。

財源の内訳であります、国庫補助金で7億3,000万円、地方債が24億7,000万円、そのうち24億7,000万円のうちですが、過疎対策事業債で12億1,000万円、簡易水道事業債で12億6,000万円になります。そこで、地方債の償還ですが、ピークは平成37年度から4年間、ピークを迎えるというふうに思います。1億9,000万円程度で推移するだろうと思います。

これ以降は、少しずつ減少しますが、過疎債の償還が終了する平成45年度からは、約5,000万円強になるだろうと思いますが、5,000万円強が続くだろうと思います。ご承知のように、過疎債は3年据え置き12年償還であります。また、水道債の方は5年据え置きの40年償還ということになります。

次に、水道料金につきましてであります。水道、それから下水道事業の経営戦略策定、外部にこれを委託業務としてコンサルタントと協議を進めている状況であります。料金等のお話もありましたけれども、具体的な提案というのは、これからということになると思います。この数字って言いましょうか、とりわけ日常生活に直接関わる水道料金でありますから、推定っていう形で申し上げても、それが独り歩きするということは、大体世の常でありますので、今ここでは具体的な数字は控えさせていただきたいというふうに思います。しかし、そうは言っても9月でありますから、内部協議がこの9月中旬から10月になるだろうというふうに思っておりますが、現時点で今申し上げたように、お示しできる段階でないことをご了解願いたいというふうに思います。従って、一般会計からの繰り入れにつきましても、料金など明確にならない中でお示しはできませんので、ご理解いただきたいと思います。ただ、議員には説明する必要はありませんけれども、本来は、一般会計からの繰り入れを期待するというものではなくて、企業会計の趣旨って言いましょうか、本旨からすると、そこで間に合わせていくものなんだということが基本でありますので、それを基本に据えながら料金は検討していく必要があるだろうというふうに考えております。しかし、そうは言ってもというのがこういう問題だろうと思いますが、その辺は皆さん方のご意見もいただきながら提起をしていきたいというふうに思います。

申し上げるまでもないわけではありますが、水道設備、町民生活に必要不可欠なライフラインとして町民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っているのは、今さら申し上げるまでもないというふうに思います。統合にかかる建設費、また、今後維持していくコストというものを人口が減少する中で負担していくには、料金を値上げせざるを得ないということもご理解いただいているかなというふうにも思います。そのような状況下で重要なのは、皆さんに公平に負担して頂けるような料金制度であろうというふうに思うわけであります。現行制度を一律何%値上げをするということではなくて、例えば、基本水量の見直し、あるいは使用料が増えるほどに使用単価が増える仕組みの逓増型料金制というように言われるんですが、この節約につながる仕組みとでもいっていいでしょうか、そういうことを考え導入していかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。営農料金の見直しも含めてであります。多くの検討課題ということが、この料金設定には想定されますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、素案をもとに議会の皆さんとの協議を、協議はもちろんでありますが、地域懇談会などでの、この全体像っていうものを明らかにしながら議論をしていただこうと、そのように思っているところであります。

○佐藤議長 佐藤勇治議員に申し上げます。

質問の途中ですが、しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 10時44分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、質問を続けさせていただきます。

まず一点は、事業効果についてなんですけど、これは総体的なことで具体的にまだ数字は出ないと思うんですが、いわゆる置戸、勝山、秋田のそれぞれの簡易水道の施設ですね、それを一本化することによって、ある程度維持管理費の圧縮が図られるんでないかと、そういう期待感もあって質問をさせていただきました。

当然、勝山については、今の水源地あるいは配水池が廃止されるであろうと思っておりますし、それから秋田については八方台からの取水をしておりますけど、これらの管理経費だとかポンプアップにかかる経費だとかそういったものを含めて、すると、それぞれ今水源地では水質検査等もやっていると思うんですけど、そういったことを含めると、かなりこういった面での管理経費がどうなのかなっていう、そういうことの思いもありまして、効果はどうかということを私は質問したところでございます。細かい点については、なかなか精査しにくいところもあると思いますが、それと今、若干手作業と言いますか、アナログっていうか、そういったことでいろんな検査等やっていると思うんですけど、これがある程度IT化されて人為的な検査や管理が集中管理できるんでないかということで、管理委託料が今3地区で民間の業者に合わせますと1,180万円、年間。そういったところで委託料を支払っているんですが、この辺が多少合理化されて圧縮されるかなという、そういう思いで質問させていただきました。こういったことが考えられるかどうか。

それと、これは特に濁水時に消防に大変お世話になっていると思うんですけど、秋田においても勝山においても、消防タンクで年間数十台、多い時はかなりの台数だと思うんですけど、そこで搬送したという、そういう手間も考えられると、この一本化統合によって、そういった面も改善されるのかなと、そういう思いで質問させていただいたところです。

それで問題は、料金の値上げということが、一番これから町民の皆さんとの話題になるんでないかと思えます。この前、8月9日に総務常任委員会で所管事務の委員会をやったんですが、その時に施設整備課の水道の値上げの関係で、具体的に値上げにかかるものについてのスケジュール、それが大よその案として出てたわけです。それで、9月から10月頃に料金改定案を議会に提案したい。それから11月頃には地域懇談会で町民に対し料金改定案を提示したいと。それから、12月に当然条例改正という、そういう運びで来年の4月1日からは新料金でスタートしたいと、そういう現場の方の担当課の話でございました。具体的にそういった値上げ案に対して、こういったスケジュールで今運ばれているのかどうかと、一番上げ幅ですね、これは水道と下水道と連動することですが、これはあくまでも案っていうか案ではないと思うんですが、最低今のトン165円が水道であると、250円ぐらい上がれば、ペイしていくかなという、そういうお話だったと思いますが、250円という、今の1.51倍ということで相当な値上げ幅になるんでないかと思うんですが、そこまではどうなの

かなってということもありまして、まず、町長に再質問として伺いたしたのは、スケジュール案としてこういった現場の方の、10月頃までには議会に対して改定案を提示したいということと、11月から懇談会も始まるので、それに町民に向けて説明をしていくんだという、そういった方向性でいこうとしているのかどうか、その確認。それと、12月議会には条例改正を出すという、そういう考えでよろしいかどうか町長の考え方をまず伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方から、事業効果についていろいろお話がありました。それらについては、統合を進めるという段階で随分説明してきたつもりでありますので、今さらという感がないわけではありません。しかし、おっしゃっておられることは正しいことですから、それはそれでいいと思います。

それから料金の関係について、総務常任委員会でどういうやり取りされたか、私も承知しておりますけれども、料金の問題については先程来答弁しているとおりでありますので、今まだ具体的な数字を申し上げるには、そういう段階ではありませんので、数字は独り歩きするという可能性が非常に高いものですから、今再質問された段階で、ちょっと申し上げる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 全く未確定ということで抑えたいと思いますが、スケジュール的にはそういう形で、来年4月1日からの新料金ということになれば、そういった形で進んでいくのかなということだと思います。

それで、一つ気になることは、町長もそういう思いは同じだと思うんですけど、営農料金についてでございます。当然、僕は中里地区に住んでいて、その営農用水で生活しているわけですが、実態として、これは道営土地改良事業でやった水道施設でございまして、当時は50年も前になるかと思えますけど、農業の経営安定化と規模拡大あるいは当時酪農家が相当おりましたので、そういったことも含めて営農用水ということで、国の補助を得て引いたわけですが、現在、その実態としては、料金的なことが一番大きな課題になってくるんですけど、畑作の方は除いて、特に酪農家あるいは肉牛を飼っている方の消費量が非常に高いということで、実態としては、あの地区で最大営農用水を利用されている方が年間6,900トンということで、それで、その他に5,000トンを超える方が2軒、そして4,000トンの方が1軒ということで、非常に営農用水の中では、いわゆる酪農家の非常に水に対する、水の水道の収量が高いということでございます。これがどの程度になるか、今全く試算の段階で、地区とも全く具体的な協議はされていないということですが、願わくば、やはり今条例上は営農用水って分かれて、95円ですか、そういった形で抑えられておりますけど、これだって上げるを得ないということだと思うんですね。ただ、どの程度の上げ幅と、それを一挙に当該年度で上げるのか、あるいは激変緩和措置で複数年である程度段階的な措置で上げていくのか、その辺のことも地域と話をしていかなければならないんじゃないかと思うし、地域の方ではそういう要望も出てくると思うんですね。そんなことを考えると、ちょっと若干先の話になるかもしれないけど、地域的にはそれだけの水道の利用があると、大口ですもんね、そういった段階でそれに対する営農の問題として水道の経費が相当に上がるということに対しては、地域としては大きな課題であるというふうに思っ

おります。だからといって営農用の水だけを特別に扱ってくれとは言いませんが、一定程度の、先程申しました激変緩和措置だとか、複数年で段階的に上げるとか、あるいは、ある程度家庭用の上げ幅よりも圧縮してとかそういった見通しですね、もし町長の考えがあれば伺いたいと思います。ただ、先程も町長申しましたように、全くこれからのことについては未知数だと、まだ具体的な数字ではないということでありましたけど、大よその考え方って言いますか、概略的なことを今の段階でありましたら、町長の方から考えを示していただきたいなと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 確かに、酪農、農業者とはゆえ、酪農の部分が非常に大きな課題になってくるんだろうというふうに思います。しかも、今までは牛の飲み水というのは、営農用水だとかそういうようなものを利用してやってきましたので、トン当たり20円だとか30円だとか、それぐらいでやってきましたから、今度の事業で大きく変わるわけでありましてけれども、そうした意味では、大きな負担感として出てくるだろうというふうに思います。しかし、過去にも、そして今日も申し上げておりますけども、将来にわたって飲み水が安定供給をされるそのための方策として踏み込んだわけです。これ誰も保証してくれるものはないと思います。近年の自然災害っていうか、こんなことを考えると、酪農家の皆さんにとりまして、牛に水をやらなかったら自分たちの生計も成り立っていかないという、このことをきちっと押さえていただきたいというふうに思います。そういうふうに考えていくと、置戸町が酪農家に対して水だけの問題だけじゃなくて、営農にあたっていろんな形で支援しているというのは、ご承知のとおりだと思います。ですから、一つの問題だけ捉えていくと、激変緩和というお話もありましたけれども、気持ちとして、考え方として、本当に理解はできますけども、もう少し広い視野っていうのか、全体的な考え方に立っていただくと、こういうような水の問題についても理解していただけるかなというふうに思います。

しかし、冒頭申し上げたように、今まで2～30円で家畜の飲み水が対応できたものが、相当上がっていくということになりますと、その負担感というのはどうしても避けられないというのはよく分かりますから、その辺のことは、この水道を動かしていく立場の者として精一杯説明していきたいし、理解を求めていきたい。その中で、どの辺を着地点として見出していくのか、議員からお話がありましたけれども、激変緩和ということがどうしても必要なんだとすれば、それもあるのかなというふうに思います。しかし、今酪農情勢、農業全体そうですけれども、とりわけ酪農情勢が非常に良い状況でありますから、これをやっぱり酪農家の人達は、きちっと押さえていただきたいというふうに思います。

これからもそういうような酪農家の皆さんにとって良い状況が続くことを私も願ってますけども、しかし、必ずしもそういうふうに行くとも限りませんから、自分たちの生活の最も源になっている牛ですから、家畜ですから、そのことを考えれば、一定程度の投資が発生してきても、これはやむを得ないなというふうに考えていただくことを切に願ひまして料金を決めていきたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まだ具体的な数字が固まっていない段階で、各論で申し述べてもなかなか結論が出ないと思うんですが、総論でいきますと、先程、町長が言ったとおり、水そのものが

命の源だと。農家の方も安心、安全な水がなくては、営農もできないし、牛飼もできないと。そう
いったところの本当の源の原点が、この水にあるんだと。先を見た時に、この今30数億円の投資がど
う評価されるかは、その先の話だろうということで、今日の私の一般質問の結論としては、そういう
ところがいくのかなと思いますが、これから地域懇談会あるいは各地区での期成会での話し合いとか、
いろいろ地域の話が出てくると思いますので、今、町長申したとおり、いろんな意見を集約された中
で、地域の要望をよく聞いていただいて、できるだけ上手く合意形成がされるような料金体系に持っ
て行っていただければ、地域の方もそれなりに納得するのではないかと思いますので、私の質問はこ
れで終わりたいと思いますが、一点だけ私の意見として、これは全く解答はいりませんが、若干で
すね、町からの再編事業に対して、水道の再編事業に対して、発信とかPRがちょっと足りないんで
ないかということが私の感想であります。

それはなぜかという、事業そのものが、工事そのものが町民の例えば、自分たちの道路とか、下
水道とか、その中で工事やっているわけではないから、なかなか30数億円の事業がどういうふう
になっているのかっていうのは、ちょっと分かりにくい点があるんでないかと思うんですね。当然、値
上げについての地域での説明会もこれから開くということでもありますけど、やはり置戸の水道の現状
をもう少し町民に知らしめる。これは、全国的にも水道週間っていうのは、6月の頭だと思えますが、
そういったことが開催されてますので、そういったことを利用して、施設の見学会や広報の特集など、
そういったものですね、水道についての理解や認識を高める、こういったことも大事でないかと思
うんですね。それによって、先程、町長が言いました水は命の源であると、そういったことに繋がっ
ていくと思いますので、ぜひそのことを担当の方で検討されて、置戸の優秀な水を飲んでいただくた
めのこれからの方策としていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして教育長に、小中学校の学習指導要領改正
に伴う支援策についてということでお伺いをいたします。

まず、小中学校教員の勤務実態、超過勤務について伺いたいというふうに思います。分かれば高校
についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。以前より教員の本来の業務の線引きの曖
昧さから、部活動の顧問であったり、私も長年役員としてやっていた、PTA活動さえも負担となっ
ていたのかなと思えるような過度の勤務実態があると報道を耳にしてきたところであります。

今回の一般質問の通告の締め切りが9月1日でした。その後、教職員の長時間労働の実態、全国、
全道の勤務実態調査の結果など、立て続けに報道をされました。詳しい数値については差し控えます
が、厚労省で選定する過労死ライン、月80時間に相当する、週20時間以上の残業をしているとい
うような内容であります。非常に深刻な状況にあるのかなというふうに思います。議会としては、町
職員の勤務実態、健康状況などについては、円滑な行政運営、執行に関わることでですから注視したり、
ときとして意見を言うことができますのでありますが、町立の小中学校とはいえ、教員の採用、異動、
給与等、所管の違いから、これまでなかなか意見をすることを控えてきたように思います。しかしな
がら、置戸の子供の教育にも影響があるとしたならば、なかなか見過ごすことができない状況にもあ
るのかなというふうに思います。まず、置戸のそういった超過勤務実態についてお伺いをいたします。

また、学習指導要領の改正に伴う新たな教員の負担を心配しております。現場では、学習内容が新

しくなり、学ぶことは増えたが減った業務はないという声がございます。小学校の英語教育については、ALTや小中一貫教育での教員の相互乗り入れ、柔道の授業では、講師を派遣するなど、これまで置戸として対応し支援をしてきたというふうに思いますが、次期学習指導要領で、ICT、情報通信技術活用による学習活動の充実が謳われ、2020年には小学校高学年で、2021年には中学校でプログラミング教育が必須化されることから、専門家の助言が不可欠だと新聞報道に接し、置戸町としては、どう対応されるのか。このことにつきましては、既に北見市教育委員会と北見工大の主催で、指導の在り方について研修会を開催されたとの報道もありました。この機会に、またこの時期から置戸の小中学校には専門のパソコン教室もございます。また、昨年度このICT教育の一環として、中学校へ電子教科書の整備などを行っております。他にも多くの基金もあることから、専門の講師を派遣するなど、更なる有効利用をしていく考えがあってもいいというふうに思います。しかしながら、このICT関連では、更新も含めて多額な費用が掛かることから、十分に学校との協議、方針、計画を立てていく必要があるというふうに思います。

いずれにしても、教員の負担軽減のために、置戸町として何ができるのか。特別教育の支援員も含めて今後の置戸の支援策を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 小中学校の学習指導要領改訂に伴う支援策等についてお答えします。平成29年3月31日に公示された、新学習指導要領は、小学校においては、30年、31年を移行期間として、32年度から全面実施。中学校においては、30年から32年度を移行期間として、33年度から全面実施となります。

今回の改定でのキーワードは、1つ目は、学校づくりは地域と一緒に進めなさいということで、社会に開かれた教育課程。

2つ目として、どんな子供を育むのかと、その目標を明確にして、そのために教育課程をどう編成し実施するか。そして、その実施したものについては、反省、そして評価をして、次年度、さらにより良い教育課程を編成実施していくという、そういうサイクルでということ、カリキュラムマネジメント。

3つ目として、先生方の一方的な事業ではなくて、子供達が課題を持って、課題を見つけて、そして自分で調べたり友達と協力して調べ、そして発表するという、そういう授業をしていこうということで、アクティブラーニング。これらが掲げられています。

また、新たに導入されることとしては、議員からもありましたが、一つは、道徳を教科として扱う。教科として扱うということは、今までは道徳は評価していませんでしたが、算数、国語のように評価する教科というふうになりました。それからもう一つは、外国語、一般的には英語ですが、英語の力を強化していく必要があるということで、小学校の3～4年生からも授業を始めようということで、慣れ親しむために活動の時間を3～4年生で。そして、5～6年では、きちっと教科として授業に取り組んで評価をするということになっています。さらに議員の質問にもありますプログラミング教育が小学校の高学年、そして、中学生で必修化されることになっています。この学習指導要領改訂に伴って関連する2つの事項について、議員から質問ありましたのでお答えをします。

最初に、教員の超過勤務等、勤務実態についてお答えします。本町の小中学校教員の勤務実態です

が、公立学校の教育職員の給与等についての特別措置法で、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しないということになっているので、現在は、教職員の在校時間等、詳細には把握していませんが、学校より報告を受けました。置戸町では、小学校で週約4時間、中学校で週約5時間の勤務実態があるということです。この勤務時間ですが、全国平均に比べると数時間少ない時間で、時間外勤務については、平均、用事等がなければ、週10時間前後かなというふうに思われます。これらの数字が全国より低いのは、置戸の子供達がとても落ち着いているので、生徒指導に要する時間が極めて少ないというところにあるというふうに思っています。

また、今回の学習指導要領改訂での教職員の負担増についてですが、特に小学校において懸念されます。一つは、外国語の授業負担。中学年の外国語活動では、週1時間。高学年、5～6年生の外国語科、いわゆる英語の授業では、週2時間の時数となって、3年生から6年生まで授業時間が現行より35時間、週1時間増えることとなります。さらに、ICTを活用しての学習活動の充実による新たな負担も懸念されているところです。現在のところ、時間外勤務縮減に向けて、職員会議の効率化を図ったり、大きな話題となっている中学校での部活動については、週1回の休息日を設けたり、複数配置することで休める状況をつくって負担軽減を図っているところです。

次に、ICTの活用とプログラミング教育の推進についてですが、新聞等では、ICTを使いこなす専門家の支援員が必要と報道されていますが、その課題として、教育現場や授業内容を把握している支援員が少なく、現場のニーズに、どこまで応えて先生と一緒に子供達と分かる授業をどう組み上げていくのかという、その過程が課題になるかなというふうに思っています。支援員の配置については、学校と現状を協議していく中で、移行期間もありますので、その中で慎重に判断していく必要があるなというふうに考えています。

また、今後さらに推進されるICT活用とは、プログラミング教育の充実を図るために、それらに関する知識や技術を身につけるための研究会や学習会が全道管内で開催され、さらにその数は多くなるかなというふうに思っていますが、置戸町の教職員も積極的に参加し、その専門性を高めているところです。本町におけるICT活用による学習活動の充実、プログラミング教育の推進については、当面、現在整備されているパソコン、電子黒板、実物投影等の機器及びデジタル教科書の積極的な活用を図っていきなというふうに思っています。次に、ICT活用とプログラミング教育に関する研修の充実を図って、先生方の専門性を高めていきたいというふうに思っています。そして、ICT機器の環境整備を努めていかなければならないかなというふうに思っています。

この3点に情報収集しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 比較的置戸の小中学校における時間外勤務というのが、少ない方であるということを知って一つ安心をしているわけではありますが、置戸の小、中、高校の先生もそんなんですが、多くの方が30分以上、また、30キロ以上の通勤をしているというふうに思います。近年の急激な天候不順等々もありまして、非常に通勤に関して、肉体的、精神的負担も多いのかなと心配をしているところではありますが、居住地については強制できませんので、ただ何かあった時に小規模校でありますから、一人の教員の欠員といったようなことがあると、他の教員、さらに北海道では特に超過時間勤務が長かったということで、目立った超過勤務の教頭先生にですね、大きな負担がか

かるのかなというふうに思います。こういったことも含めまして、非常に先生方の休暇等も取りにくい状況にもあるのかなというふうに心配をしております。こういったことに対して、先程から言いますように、その支援員、補助員、できることならば教員の加配、正規でないとしても補助教員の配置といったものを上の方に訴えていくべきではないのかなと、要請していくべきではないのかなというふうに思います。また、町内の各種事業において、専門の資格者等、人材を探すのが大変なふうに言われております。くるみの会の指導員等が例に挙げると思うんですけども、町内でそういった有資格者等、人材を探すのが大変であることから、これから支援員、講師等になって頂けるような人材確保を今から幅広く探していくことが必要かというふうにも思いますので、その辺の解決に向けての考えがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育課長〔自席〕 先生方の時間外の勤務負担、他の業務の負担についてですが、私が先生方の一番の負担の要因、それは何よりも生徒指導だなというふうに思っています。一つ難しい生徒指導が入ると、夜遅くまで何日も何日もかけて行くと。子供の対応、それから保護者の対応、地域の対応で、本当に精神的にも肉体的にも疲弊していく状況です。その点でいうと、置戸の子供達は、糧がしっかりしていると。今回の学力、学習状況調査でも、保護者が学校の行事に来てくれますかっていう質問に対しては、100%来てくれる。また、地域での参加、ボランティアに対する意識、家庭での生活状況についても、全国に比べてかなりよい数字が出ています。その数字がやはり子供を落ち着かせていて、そして学校での生活でも落ち着いているんだなというふうに思っています。先生方の負担感を最も大きなものにするのは生徒指導ですので、この状況、今の置戸の子供達の状況を失った時に、先生方の負担は、極めて厳しいものになるのかなというふうに思っています。ですので、一番大きく考えなければならないのは、今の子供達の姿を失わないと、そこに力を入れていきたいなというふうに考えています。

あと、本当に支援員を見つける時にとっても苦労しています。幅広く、そして、いろんな情報を地域の方々に集めてますが、とっても難しい状況です。でも、やはり特別学級の支援員、それから学習支援員、今後、英語の支援員等も考えていかなきゃならないかなというふうに思いますし、今出てきているプログラム教育の支援員なんかも頭に入れておかなければならないかなというふうに思っていますので、そこら辺の情報については、しっかりアンテナを張り巡らせてやっていく必要があるのかなというふうに思っています。とにかく一番先生方の負担をなくすのは、今の子供達の姿を失わないと、そこに力を入れてやっていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 よろしくお願ひしますということなんですが、あともう1点お聞かせを願いたいというふうに思います。

今回、先程答弁にもございましたが、先生方のいわゆる時間外手当等につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法というものによって、基本給の4%を支出して他の時間外手当等と相殺されていると。いわゆる置戸町の役場の職員で言ったら、管理職手当的なふうを支給をされていると。そういったことから、逆に何て言いますか、勤務実態についてはしっかりと把握できないというような状況に今あるのかなというふうに思います。40数年前ですか、

自分が学校に通っていた時に、確か職員室にタイムカードっていうのがあったというふうに思います。そういったものをしっかり使ってですね、しっかりと勤務時間を管理される方がいいのかなというような思いでおりますので、そういった勤務時間等の管理をどのようにこれからしていくのかというような考えがあれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今、議員がおっしゃっていた、タイムカードについては、置戸中学校ではなかったというふうに記憶しています。あったのは、セキュリティ上のカード、何時に誰が一番先に来て、何時に学校を閉めたかっていうそういうシステムは昔ありましたけれど、先生方の勤務時間を抑えるためのタイムカードっていうのは、なかったというふうに記憶しています。それで、タイムカードについては、今、文科省、道教委とも先生方の勤務時間をしっかりとつかまえる必要があるんじゃないかということで少し動き始めてます。タイムカードを使用している学校、北海道では10%あるかないかだったかなというふうに記憶していますが、もしかするとそんな動きが出てくるかと思いますが、道教委、それから文科省の動きを見ながら勤務実態については、考えていきたいなというふうに押さえています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 これからもできるだけ小中学校の教員がゆとりを持って子供達に接していただけるような対策をどんどんして欲しいなというふうに願いを込めて私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 通告通り一般質問を行いたいと思います。

通告通り通告書の中にありますように、このクラフトパーク構想、仮称ですけれども、このことについては、昨年3月、町長に一般質問をした際にも、その時は、木道プロムナード関連での答弁の中で、このクラフトパークのことを答弁いただいたというふうに記憶しております。また、昨年9月の議会において、今度は教育長の方に直接このクラフトパーク構想、仮称についての実現に向けてのことについてということで質問したというふうに記憶しております。その2つの一般質問の中から、第5次総合計画に盛り込んであるとおりの、平成29年度には計画を作り込み、平成30年、また31年に2カ年にわたって実施に向けて手がけていきたいという答弁だったというふうに記憶しております。また、その中では、総合計画にありますように、30年、約4億円、31年、1億円の費用が掛かるだろうというようなことで進めるというふうになっていたというふうに思いますが、その時、議会の中での答弁では、29年度中につくり込んでというようなことでありましたけれども、その後、意見を聴く会ですとか、また、審議会ですとか、そのクラフトパーク構想実現に向けての今年度中の実施計画あるいはその計画を作るにあたっての意見交換ですとか、そういうものがどのように行われてきたのか。

また、その時の答弁どおり、30年、31年、5次の総合計画の計画中に実現するのか、させるのか、それを目標にしてまだ話し合いを続けていくのか、その辺り町長に再度お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 クラフトパーク構想の実現に向けての進捗状況というようなことですけれども、

置戸市街地区における、旧ふるさと銀河線跡地の活用というものを進める時に、これは平成23年度だったと思います。市街地区の銀河線跡地構想図というのを作りました。確か100万円ちょっとのお金だったと思いますが、作り上げたのは24年3月だったと思います。これを叩き台として、24年度以降、町民の皆さんと意見交換してきたわけであります。町営住宅のまちなか団地の形成だとか、あるいはイベント広場東側の緑地化などを作り上げてきたわけでありますが、西側については、成果が見えていないというのが現状でありますが、それだけ大きな課題だという認識もございました。

昨年、議員からもお話がありましたように、同様の質問をいただきました。森林工芸館から網走中部森林管理署までのオケクラフトゾーンの整備について、30年あるいは31年度に予定しているというふうに申し上げてまいりました。また、教育長の答弁からは教育委員会部局として運営委員会や、あるいは作り手の方々の意見を聞きながら意見集約をして、そして、私の方にその内容について上げながら、また逆に、それを受けて次の会議に臨んでいくというようなことを教育長の方からもお答えしているというふうに思います。

現在までの進捗状況であります。森林工芸館運営委員会において、平成27年11月から5回ほどフリートークという形での意見交換を行っているわけであります。また、平成28年2月には、時松先生を迎えて、時松先生から見た、秋岡先生の思いというものを伺ったようであります。さらに、オケクラフトの生産者会議において、作り手の皆さんと3回ほど意見交換を行ったようであります。今後も引き続いて森林工芸館の方で、これら意見交換の内容というものを集約しながら、再度関係者の皆さんと意見交換をしながら進めていくことになるかというふうに考えております。関係者の皆さんのご意見を集約して具体化していく段階を迎えているというふうに思いますが、跡地構想図の作成から一定の期間も経過しておりますので、その間の新たな発想と言いましょか、いうことが出てきております。

現在の森林工芸館の活用策としての、この老朽化している郷土資料館の移設の問題あるいは秋岡資料の履歴等について一定程度の冊子でまとめ上げてきておりますが、この秋岡資料のいわゆるハードの部分での活用方法、これらといった点、また、オケクラフト作りの養成塾の研修施設だとか売り場の施設をメインとして、工房付き住宅ということが、これは大分前にあったと思いますけれども、こうした問題をどう整理していくのか。あるいは、食の問題としての関連施設として、どう整理していくのか。さらに、体験研修施設といった、いわゆるハード面と運営にかかるソフト面の両面からの検討が必要になってきているというふうに思います。さらに、ご案内のように、札幌学院大学の鶴丸学長さんの方から提案されております小さな博物館のたくさんあるまちづくり構想の具体化についての検討もあります。このように、時と共にと言った方がいいんでしょうか、新たな発想を加えて、このエリアを構成するには、もう少し作り手の人達、また、関係者の議論の高まりということも必要なんだろうというふうに思いますし、そのことに期待するところでもあります。新たな、今申し上げたように、新たな企画も加わってきましたので、全体の構想図も作りながら、財源対策も加えまして、少しスピードアップを支持したいというふうに思います。

時間と共にと言いましょか、この数年の中でいろんなものも加えての検討をする必要が出てきておりますので、その辺の問題も整理しながら、このゾーンの具体化を進めていきたいというふうに思います。今申し上げたように、いずれにいたしましても少し時間がかかっていますので、スピードアッ

プを図っていきたいと、このように思います。

- 佐藤議長 6番議員、再質問はありますか。議員に申し上げます。質問の途中ですが、しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩	12時00分
再開	13時05分

- 佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

- 6番 岩藤議員〔一般質問席〕 午前中の町長からの答弁で、いろんな環境ですとか、いろんなことが変わってきている中でも、スピーディに今年度中というようなことで計画を練りたいというような答弁だったというふうに聞きましたけれども、その辺りを含めて、町長、そのとおり今年度中に計画を作って、30年、31年で予定通りというか、きちんと進めばその年度で成し遂げたいというようなことでよろしいですか。

○佐藤議長 町長。

- 井上町長〔自席〕 午前中にも答弁いたしましたけれども、当初、このクラフトのエリアの中で事業展開という部分から、さらに増えてきたと思います。特に、差し迫った問題としては、郷土資料館をどうしていくのかと。しかし、この郷土資料館と言えども、施設的には結構大きな広いスペースが必要とすると。従って、それに答えるようなことを考える場合に、既存の例えば、学校の跡地を利用してということになっていけばちょっと違うんでしょうけれども、この町の中で考えるとすれば、それは叶わないことでありますから、今ある中で、郷土資料館に転移をしていく施設があるのかなのか。それと、秋岡資料というものについての、いわゆるハードの部分を、どんな形で見せていくっていうのか提供していくのかっていう問題もあると思います。

そんなことを考えますと、ハードの部分でも結構検討しなきゃならないということが出てきているわけです。加えて、札幌学院大学の鶴丸学長さんの提案というものについても、町としてはやはり、大きなテーマっていうか課題として受け止めなければならないというふうに思います。アンテナショップを開いたり、また、講演等でも学長さんのお話もいただいているわけですし、その前に学院大学との協定も結んでおりますから、それを将来にわたって履行していくっていうのか、お互い進めていくということを考えた場合にも、これも大事に考えなきゃならないという、一つとしてあるだろうと思います。そういう意味では、もう一度仕切り直しぐらいな必要があるだろうと思います。クラフトセンター周辺のエリアの中で考えるということになるだろうというふうに思いますけれども、木道プロムナード構想も含めて、全体の構想図ってと言いましょうか、青写真というものを今一度再検討する必要があるだろうというふうに思います。それにはいろんな方々、とりわけ作り手の人達だとか今の研修で来ている人達も作り手のたまごみたいな形になりますけれども、こういった人達、それから、長い間クラフトに関わってきた人達のご意見等もいただきながら、全体の構想っていうものをきちっと決めてから年次計画でハード事業を進めていくというようなことになろうかと思えます。

先程、午前中にもお答えしましたが、23年、実質は24年の3月に出来上がりましたけれども、この青写真の、ある意味、見直してというか、そんなことが今課題としてあるというふうに思っていますので、この辺のことを整理をして実際の事業の具体化を進めていきたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 何か、はっきりと答弁いただけなかったというふうに僕思うんですが、30、31年、その年次でっていうことでよろしいですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 30年にはですね、まとめたいと思います。まとめるということは、先程も申し上げてますけども、財源的な裏付けっていうことが当然出てきます。今の段階では、学院大学の構想って言いましょうか、これ一つとっても十分詰めなきゃならないっていう作業が残っています。まだ先生の方からも、こういうような内容でっていうとこまでお話いただいてません。過日、公民館のロビーで、アンテナショップっていうかやり取りされて、私も行っておりましたけれども、あれとてもここまでいいっていうものではないと思います。あの議論を進めていけば進めていくほど、ハード事業的には膨らんでいくというふうに思います。しかし、こちらにも限界がありますから、ですからどの辺でお互いが歩み寄って具体化できるのかっていう問題があると思います。他の部分同じだと思います。その辺の財源対策っていうか、財源の見通しも含めて、一定程度整理をされて初めて公表できるということになると思いますけれども、少しというか、大分というか、遅れてますから、少し発破をかけてスピードをもって、特に青写真という部分は、積極的っていうかどんどん進めたいと、そういうふうに思います。

いずれにしても、財源対策やっぱり相当あると思います。その辺のことの裏付けって言いましょうか、きちっと確立されて初めて先に進めると、進めることができるというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 郷土資料って言いますか、鶴丸学長が言われた、この間やられた、小さな博物館がたくさんあるまちづくり構想っていうワークショップ、僕も参加させていただきましたけれども、町長、副町長、それから教育長も参加していたと思いますが、僕は初めて学長さんのお話聞いたんですけども、完全に置戸町にボール投げられたなど。学長の考えるボールを置戸町に投げて、それが置戸がどのように受け取るかっていうような今状況なんだなというふうに僕は感じました。どういうふうに受け取るのが一番いいのか、先程、町長もう協定も既に結んでいるしというようなこと言われましたけれども、ある意味では、このクラフトパーク構想っていうのは、当時の秋岡芳夫先生が東北工業大学っていうことになるんでしょうけども、そこから投げられた大きなボールだったんだと思います。それを受けながらオケクラフトっていうものがここまで30数年進んできた。その中には、クラフトパーク構想っていうのが前提にあって、置戸のまちづくりの基本になるんだよっていうことのボールを投げられたんだっていうことに思うんですが、町長スピーディにやっていきたいというようなことなので、それはそれで大歓迎ですし、一般社団法人ということで、売り場の方と材料を仕入れるという、そっちの方が新しい組織で賄うというような形に一步進んだっていうような状況にもなってますので、ぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、今年度の予算で僕がとっても残念だったんですが、教育長の答弁、去年の9月の時に答弁ただいて、僕、新年度予算で実施設計なり計画を作るにあたっての予算組ってというのがされるのかなと思ったんですが、それは当初予算では、書き込みがなかったと、予算組されていなかったということで、それで町長、今年度は手掛けないのかなって言うふうにも思っていたんですけども、そのことはやるということになれば、30年度予算になるのか、いずれにしてもそれで進めていくって言うことになると思いますけれども、先程、町長今までの経過ということでいろんな各種いろいろなところでの会議を進めてきたということで、運営委員会で何回ですとか、あと作り手で何回って言うような、皆と意見を交換したということを書いてましたけれども、僕もその会議の中にすべて参加できているわけではないので、どんな意見が出るのかって言うのは、すべてを把握しているわけではありませんけれども、中にはゆーゆのことを考えて、売り場だけはゆーゆの前に持って行った方が、お客さんの8割がた町外から来るのであれば、それの方がいいんじゃないかと、そういうような意見を出す作り手さんがいたりですとか、あと、よそから買い物、クラフト、木の製品を買いに来るのであれば、もっと環境のいいところって言うふうにと考えると、南ヶ丘公園なんていうのはベストだよって言う人がいたりですとか、またあるいは交通の便がいいということであれば、今、閉店してますけども、セイコーマートのあとっていいよねですとか、いろんな意見が出てます。また、先程町長言われた、当初からあった工房付き住宅って言うものも作り手として皆必要としていないのかなというふうにも思ってたんですけども、それを前提に新しい研修生を募集するということも必要じゃないかっていう、本当に様々な意見が出てます。旧開発センターのことで言いますと、去年の議員懇談会の中でも多く出てましたが、農村加工室、それに代わるものがぜひ早く欲しいという意見がかなり出てました。それは、町長前に、公民館の中って言うか公民館の施設として併設して、いずれは考えていきたいというようなことを答弁してますから、そちらの方になるんだというふうに思いますけれども、いずれにしても、30年、31年、そのタイミングが一番大事なのかなと。この第5次総合計画の計画年度の最終年で完成するって言う目標を立てないと、このオケクラフトのクラフトパーク構想も、また、小さな博物館のたくさんあるまちづくり構想も進んでいかないのかなというふうにも思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思いますけれども、町長もう一度その辺りお願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 実質は、森林工芸館の方ですね、いろんな集まり持っていると思うんですよ。そこに議員も参加されているんだと思いますし、教育長なんかもそうなんだと思います。ただ、先程も申し上げたように、まだそのいろんなご意見がある中で、それを集約までいってないんですよ。ですから、いろんな意見をいただくことはいいんですけども、ですから一つは、食の問題で、私は公民館がそういう問題を公民館自体がなくなって、このクラフトの方に移ってきて本当にいいのかと。この辺の議論って言うのはきちっとしないと、これからの公民館活動って言うか公民館の事業をどう展開していくのかにも大きく関わってくるから、ただその辺検討する必要があるよというふうに申し上げているわけで、公民館に食の問題をですね、クラフトセンターじゃなくて、こっちに持ってきますよって言うのは、別に決めているわけではないんですよ。その辺を総合的に検討しなきゃ、簡単にこっちにする、あっちにするって言う決め方はできないよって言うことを言っているわけですよ。いろんな意見は大事にしたいというふうに思ってます。ですから、時間もかかるんですけども、しか

し俗に言う、声が大きかったら何となくその意見が大事にされるっていうか、そうかなっていうふうに思われがちなんだけど、しかし、行政預かる側としては、小さな声もきちっと聞かなきゃならないということです。そして、全体の中でよりベターな形を提起していくということになるだろうと思います。

ですから、学院大学の関係ありましたけれども、最初をご承知のように、勝山の神社周辺での発掘調査っていうのか、ここがスタートだったんですよ。実はこれ、いいんでしょ、代変わりましたがね。今の学長さんと前の学長さんと、前の学長さんの時に協定を結んだんだけど、考え方違うんですよ。しかし、札幌学院大学として置戸町と協定してますから、学長さんの考え方の違いはあっても、やっぱりお互い、こういう内容で進めていきたいと思いますという、ある種、CC協定っていうのが底辺にありますから、それは大事にしていかなきゃならないと思っているんですよ。今の学長さんの部分で申し上げますと、大学の予算でこの構想を、行政と置戸町と一緒に進めていくだけの多分お金はないと思うんです、そこまでのお金は。ですから、お金を見出すには、一つは期待しているのは、置戸町ですよ。もう一つは、文部科学省です。国ですよ。だけど、国の担保される部分っていうのは、非常に曖昧模糊っていうのかな、だから大学側が言われるほど、まだ固まっている状況はないということなんですよ。ですから、いろんな構想を提起しながら、それに基づいた財源を国の方から支援してもらえよう、文部科学省から支援してもらえようものを一つでも二つでも提起していきたいというのが先生の考え方だと思うんですね。だけどそれには、この間、公民館でのやり取りの部分でいっても、相当まだ時間かかるんだろうなというふうに思うんですよ。ただ、私共としては、さっきも申し上げているように、全体の構想を立てる時に、やっぱり学院側から言われている部分も、それなりの位置付けとして持ってなきゃならないという世界あるんですよ。ですから、その辺のことをきちっと学校側と詰めて、そして一枚の中に学院側の構想っていうか考え方っていうか、それを反映してやらねばならんというふうに思っているところです。

ですから、議員の方からは、30年には見えるようにすれという思いがあるんだと思うんですが、その辺のことをきちっと関係者と議論をして、そして青写真を作って、そしてそれに基づいて事業を進めていくということになろうかと思います。まあどうでしょうかね、30年いっぱいかかるんじゃないでしょうか。その中で財源対策といったものも合わせてやっていく必要あるだろうし、札幌学院大学とも具体的な形で議論をし、そして国の方に要請するものが具体的にあるとすれば、これは置戸町っていうか私としても、文科省と接触持つということは、十分あり得ることだろうと思います。しかし、それとても学院側と置戸町との間で一定程度の合意内容でなければ、先に進めるなっていうことにはならないでしょうから、その辺の財源対策ということも念頭に置きながら、この構想をまとめていくということになろうかと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 30年、今、町長の答弁でいうと、そんなに確定した年度ではないのかなという、そこにこだわる必要もないのかなというふうにも思いますけれども、最後に確認したいんですが、今、町長こぞずっとですけども、さっき言われた、どま工房から上、管理署の間っていうところにクラフトパークっていうことで土地確保しているわけですけども、そこから小さな博物館構想も加えてですね、あのエリアからはみ出る可能性っていうのは、考えておられますか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現段階ということで申し上げるならば、はみ出てというところまでではないです。ないですけども、全体的なおさめ方って言いましょうか、そういう中では、ないとは言えないかもしれませんが。と言いますのは、当然ながらハード面の部分で言うと、どれぐらいの大きさのものを作り上げていくのか。作り上げた後、建物ばかりじゃなくて、何かそれをアピールするためのステージとか、そんな部分を考えていくと、必ずしもそのエリアだけで間に合うのかなという問題はあろうかと思えます。ですけども、何回も言うようですけども、やっぱり何かをとりわけハード面を進めるといことになると、財源対策っていうのは、不可欠でありますから、ですから、これぐらいなものを作りたいんだというふうに思っている、いろんなことを総合的に判断すると、これぐらいのものにしかないっていうか、その辺で手を打つしかないなというものも当然出てくると思っていますので、今のエリアから出ないとも出るとも、ちょっと申し上げにくいんですが、ただど一つだけ言えることは、オケクラフトがですね、多分置戸の人たちが思っている以上に全国的なことからすると、評価を受けているということですね。少なくともオケクラフトというものを町民の方が意識している人は、やっぱり誇りにしていると思えます。ですから、その誇りをしている部分を、なおこれから先に向かってより誇りにできるような、そういうものに作り上げていきたいなと。その一つとしてのこの森林工芸館なり、あるいは、それに付随してくる秋岡資料なりのハード面の部分、こういうものも当然ながら関係することですから、今以上に誇りにできるような、そういうものにしていきたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 先程来、町長いろんな人たちの意見聞きながらとか、そういう意見をまとめて進めていきたいというようなことを言われてます。それが本当のやり方だというふうに思いますが、それを続けてきた結果が、この30数年経ってきたのかなというような気がします。逆に考えると、このオケクラフト始まった時のことを考えると、やっぱり行政主導で始まって、置戸のまちづくりはっていうところの基本はなんだろうというところから、もちろん作り手って言いますか関係者の意見もあってのことだったんだと思えますけれども、ある部分では行政主導でやってきたってところが強いんだと思えます。

今回のクラフトパーク構想についても、多分町長言われたように、いろんな人がいろんな意見言って、大きな声を出す人の意見が、さも正論のように通るっていうこともあり得るかもしれませんが、最終的には町長、町のトップとしての行政判断というもので進めていくしかないのかなというふうに思ってますので、その辺りは年次を区切るとか区切らないとかって別にこだわる必要はないと思えますけれども、町長の判断で町長の責任として進めていって頂きたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 申し上げる必要性ないと思えますけれども、町民の声だとか関係者の声を大事にしていくのが私の立場でもあると思えます。しかし、決断するところは当然しなければならない局面はいつもあるわけですし、これまでもそういうことでやってきたつもりですので、基本的にはそんな思いで進めたいと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 以上で終わります。

○佐藤議長 1番 前田篤議員。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 私の方からは、碧水川の治水対策について伺いたいと思います。

今年の7月16日の集中豪雨で、境野地区では、道道北見置戸線が境野公民館付近で70センチほど冠水をいたしました。昨年も8月の連続して襲った台風によって、集中豪雨により町内各地で被害がありました。特に境野では、3カ所、いつもあるところが市街地の公民館付近の道路、それから、2号線の墓地から降りてきたところの交差点付近、それから3つ目が、今回質問させていただく碧水川であります。境野地区では、その水害のたびに一番割と多く災害出動で多い場所が碧水川の小学校付近の左岸であります。そこから越水をしまして、住宅が床下浸水する危険性があったりで、消防団では水防活動に対応しております。そんな時に確認で私ぐるっと周りを見せてもらったこともあるんですが、豊住の旧道側に回り込んでみますと、それ程の水位ではない。まだもう少し余裕があるということで、なぜそうなるのかなというふうに確認をしてみましたら、旧ふるさと銀河線の旧鉄橋部分の境にして、上流付近で水嵩が多い。それを境とした下流部分では、水位が下がるということがあるのではないかとということで、地域の人達とも話し合ってみますと、地域の耕作者からは、不安の声もあつたりですとか、その原因がやはり鉄橋にあるのではないかとということをおもひも認識しておられ、鉄橋撤去を希望する話も多く聞いております。町長の考え方を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 碧水川の治水対策についてということで、ご質問をいただきました。町内、豊住地区の畑地帯を流れる碧水川の治水対策であります。これまでの碧水川の改修工事の経過について少し触れたいと思います。愛の川との合流部分になるわけでありましたが、ここが工事の起点として、2,830メートルの区間、豊住の6号線と7号線の間あたりが終点ということになりますけれども、この2,830メートルの区間を改修工事としてやってきました。昭和59年から平成3年にかけて、国営事業で行いまして、そこから上流、1,480メートルの区間を道営事業において、平成4年から平成7年にかけて改修し整備を終えていると、こういう経過であります。

近年、異常気象ともいえる集中豪雨が頻発しているのは、ご案内のとおりであります。特に、平成24年7月25日の豪雨では、安西さん裏手から上流にかけての急流水量って言いますか、この区間において、水路から水が溢れまして、法面の洗掘だとか、それから排水路の破損、これら等が発生して、破損部の改修を道営の畑地帯総合整備事業で現在改修工事中であります。平成30年、来年には完了予定ということになっております。

そでご質問の、旧鉄橋部についてでありますけれども、今申し上げました改修工事にあたりまして、国営、道営、全区間の流下能力、これについて調査をしております、ご指摘の箇所につきましても、計画水量を流す能力は、調査した結果ですけれども、十分にあるという結果が実は得られてます。しかし、ご承知のようなカーブという状況がありますので、河川勾配のいわゆる変化点であると共に、今申し上げた線形がカーブしているということから、水が溜まっているように見えます。目視では、ほとんどそう見えます。私も見えます。そういうような状況があるわけでありまして、下流にはここより流下能力の小さい箇所というのがあります、鉄橋を撤去しても、それが最善策ということにはならないだろうというふうに今判断しているところです。従いまして、ちょっと規模のことで

申し上げますけれども、鉄橋の大きさっていうのは、幅3.5メートル、高さが2.2メートル、長さが13.5メートルあります。この鉄橋を撤去したらいいんでないかというような話だったのですが、国営区間においては、施設財産というものが国のものになっておりまして、まだ譲与されておりませんので、改修工事を行うとすれば、開発局との間でのやり取りが必要になってきます。当然ながら、局の承認がなければ撤去した後の、おそらく護岸工事をやれというような条件が付くだろうと思いませんけれども、それらについても、承認を得られないとやれないということでもあります。従いまして、今申し上げたことを総合的に考えてのことでもありますけれども、先月8日でしょうか、旧道から愛の川の合流点にかけて土砂上げを実施しておりますが、そこから上流部につきましても、農作物の収穫後に随時実施していく予定をしております。土砂上げを実施していく予定をしております。当面は、そんな維持管理を徹底したいというふうに考えておりますので、そのようなことをご理解いただければなというふうに思います。

なお、地先の方の理解が前提ですけれども、この理解が得られれば、岩崎さんの前から4号線にかけて、上げた土砂を築堤の堤防と利用してみたいと、そのような形をやりたいというふうに思っています。後は地先の人達の理解が得られればそういう方向でやっていきたいというふうに思っております。恒久的なものではありませんから、ですから将来に向けては、開発局との間で、鉄橋の撤去という部分も含めて話としては詰めていかなければならないなというふうに思っております。現状含めて申し上げましたので、そうしたことをご理解いただければというふうに思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 私の方でもこの質問をさせていただくにあたりまして、再度現場の方に足を運びまして、水位メジャーを使いまして、その上流の形、どのぐらいの幅があるのか測ってみました。今、町長の答弁いただいた内容のとおり、まさに鉄橋部分ですが、コンクリート内側の幅は、3.5メートル、高さは2.2メートルでありました。その上流はということなんです、その上流に人道橋、その鉄橋にも使われておりませんし、その10メートル上流に人が歩ける幅だけの橋もコンクリート橋もあるんですが、その上も使われておりません、現状。それで、その地点のところで測って見たのですが、そこでは上の堤防間の川の幅が約8.4メートル。それから、高さとして2.4メートル。そして、逆台形の形をしておりますので、その部分が1.4メートルで、先程の鉄橋部分の積で申し上げますと、7.7平方メートルになるわけですが、約。上流の部分では10.0平方メートル、約そのぐらいになって、土木工学の答えとして現状で問題がないというお答えがあるのかも知れませんが、確実に鉄橋の上流の断面積と橋の部分の断面積には、2.3平方メートルの差があると。

先程、町長のお話で、下流でそこまでの水を流す能力もない部分もあるのだというお話ありましたけれども、下流にいけばもう住宅はありません。あのカーブの時点の付近には、もとの小学校の教員住宅ありますから、結構な戸数の方が住んでおられます。そして、そのすぐ住宅の横を溢れた水が流れるものですから、やはりこれは何らかの対策を取った方がいいのではないかとということで、今回質問をさせていただいたわけでありませう。

割と碧水川っていうのは、畑の真ん中をはしっている川でありますから、随分橋があるんですね。7号線の橋、6号線の橋、5号線がぶどう園の方から降りてくるところの5号線の橋があった後すぐ

に道道北見置戸線をくぐりまして、4号線の橋を通った後、今申し上げている、銀河線旧鉄橋のところを通ります。そして、旧豊住の旧道のところの橋をくぐりまして、あと畑に通うための2つぐらいの橋を通る。全部で10カ所橋があるのかなと。長さの割に、幅の割には随分橋の多い川なのかなと思いますし、川は橋があればあるほどリスクがあるのかなと思います。その辺も含めまして協議が必要だということでありましたけれども、なくなることが一番いいのかなとも私は考えておりますので、再度町長に検討いただきたいと思います。

○佐藤議員 町長。

○井上町長〔自席〕 今、現状をお話いただきました。そのとおりであります。あそこには、人が歩く橋もあるよと。率直に申し上げて、どれもこれも人が造ったものです。それは、人が要求したものです。それに答えてきた結果として、それは隘路となってそこから問題が生じているということも言えると思います。流下能力があったとしても、特に、境野の住宅っていうか教員住宅があったとこ、ここなんかで言うと、まさに90度に近いような川の流れ方してますから、ですからそこで大きな隘路っていうか問題を生じているのも事実だと思います。しかし、今すぐ何か改修を手掛けるといった場合に、クリアしなければならないという問題も先程申し上げたとおりであります。しかし、いろんなことでの自然災害ということを心配しなければならない時代でもありますから、当面は差し迫った問題として、川の土砂を上げて、それを築堤に使うということで、いわゆる維持管理で当面はしのいでいこうという考えでありますけれども、将来にわたっては、特に必要な橋でもありませんし、文字通り心配のないような形にするには、もっと流れの良い線形も含めて考えなきゃならない川の一つだと思ってますから、その辺のことは、国とも十分協議をしながら善後策を講じていきたいなと、このように思います。当面は維持管理でいきたいというふうに思ってますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 前田議員〔一般質問席〕 そのような答弁いただきまして、そういう方向でぜひ進んでいただければなというふうに思っております。町長も境野出身でいらっしゃると思いますので、この碧水川は、もともとは境野小学校の下を流れて、プールの水利に使って、その裏から愛の側に注いでいた川であります。学校改修とプールの移動とかの時に、多分その頃に、あそこから南にぐっと曲げられて、何て言えばいいんでしょうか、今の愛の川と常呂川が合流する近くまで水路を変えて、そちらにひかかれているわけですがけれども、確かに、そこでぐっと曲げることにより極端な川としての曲りがあるというのも、やっぱり弱点の一つなのかなとも思いますので、最終的には、開発局との協議の中で鉄橋でできるような方向でぜひ進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）から

◎日程第 9 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまで

————— 7 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 9 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの 7 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）〉

○佐藤議長 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）。

質疑は条文毎に進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第 3 号）、6 ページ、7 ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2 款総務費、1 項総務管理費。3 款民生費、1 項社会福祉費。4 款衛生費、1 項保健衛生費。

質疑はありませんか。

7 番。

○7 番 小林議員 町有施設の維持管理経費、7 0 万円追加になってますけども、今年の春に札幌市が大きな話題で影響になったんですが、置戸の場合にもこういう施設は、まだ他にあるんですかね。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 今回話題になっています、煙突の断熱材に使われている資材の関係での春先からの様々な問題で、学校施設等での発見が相次いでいるということで、これにつきましても、町の町有施設の方すべて確認をさせていただいた中で、それに該当する施設は、消防庁舎を除きまして 7 施設でございます。その 7 施設について、今休止している施設もございますけども、それを含めて調査をするという 7 カ所の経費でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 佐藤議員 特養外 6 施設ということでしたので、その 6 施設が何処何処なのか、それを教えていただきたいのと、万が一、煙突のアスベストの調査した段階でそれが発見された場合は、その煙突はどういう処分の方法になるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 今回調査致します 7 カ所につきましては、特別養護老人ホーム、中央公民館、森林工芸館、スポセン、勝山活性化施設、境野公民館、メモリーハウスでございます。これの今回検査を致しまして、その結果、3 分類されるんでございますけども、劣化損傷あり、それから要観察、それから通常という 3 分類をされるわけですけども、劣化損傷ありという診断が下されれば、それは即時に手段を講じて、改修、封じ込めをしなければならないという法律の規制になってございま

す。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 民生費の老人福祉事業支援に要する経費、850万円。これは既に同じ名目で150万円、それを差し引いたのが850万円というふうに思っているんですが、これは前に協議会の中で説明受けた部分でいくと、単年度毎に提案されてくるということでもいいんでしょうか。要するに、本年度の部分については、1,000万円ということだと思うんですが、いわゆる来年度以降の決算なりそういう状況を見ながら、さらに来年度以降も提案するということがいいんでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいまの質問についてですけども、この認知症対応型共同生活に対する運営に対する補助というようなことに今回なります。この経営に対する補助の考え方につきましては、やはり予算の説明の時にも申し上げましたとおり、経営安定化の支援をすることによって利用される利用者、そして、その家族。そして、職員が安心して健全に利用できる、施設を利用できるということを目的としております。方や、この経営に対しての補助という部分のデメリットでございますけども、やはりこういった補助を入れることによって、経営者としての経営努力を失うような、そういう補助であってはならないということは常々感じております。この補助のあり方については、地方自治法の232条にもありますとおり、地方自治体及び議会とか、その公益上必要と認められるものについて補助をするという考えのもとに補助を実施するわけでございますので、これについては、今年度850万円追加補正して1,000万円ということで、早急な対応をするという考え方で行いましたが、これについては、あくまでも単年度、単年度で経営者から報告を求めて、その公益性として必要なかどうか、経営者としてそればかりあてにしてないかどうか。後は、経営上、努力をした結果、どの程度安定になってきているか、そういった部分を検証しながら、つくり込みといたしましては、1,000万円を上限に、予算の認める範囲内ということで予算計上を、とりあえずは、今度の介護報酬改定まで様子を見ていきたいというような考え方をしておりますので、また、新年度につきましては、この当初予算計上時に一定程度の報告をしながら、経営状況の報告をしながら、このぐらいの予算で、また補助を行いたいということでの予算提案をしていきたいと。あくまでも単年度毎で考えたいと思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 いわゆる1,000万円を補助することによって、経営者の努力がある意味少し、何て言うんでしょうか、努力が少し後退するようなことでは意味がないなというふうに思います。示された経営者の改善計画も見せていただきましたけれども、これも決して十分ではないというふうに思います。何回も同じこと言っているんですが、やはりこれを補助することによって、改善することはもちろんなんですが、本人の努力と改善策がしっかりと実行されないと、次も次もということになり兼ねないというふうに思いますので、改善策を示していただきましたけれども、さらに、それ以上に町民なり、そういうところに見えるところでやっていただかないと理解いただけないというふうに思いますので、その辺は今後も努力していただきたいとします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいま高谷議員からいただいたご意見を常日傾心に思い浮かべながら、そういった部分で慎重に進めていきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 環境保全に要する経費ということでお伺いをしたいと思います。説明では、クールチョイスというような言い方で説明を受けましたけども、具体的な数字というか、目標のようなものがはっきり見えなかったということもありますし、結構高額なお金がかかるのかということもありますので、もう一度その辺の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 クールチョイスの部分について、再度ご説明をしたいと思います。

説明資料のホームページの町長の宣言文の中に、パリで協定されたパリ協定をもとに、2030年度まで、2013年度比で26%のCO2を削減しましょうという約束のもとに、あらゆる選択、CO2を削減する選択、こまめに電気を消すですとか、効率のよい冷蔵庫に買い替えるですとか、そういった部分をきちっとやっていきましょうということの国の施策でございます、クールチョイスというのは。ただ、クールチョイスと言ってもなかなか具体的にいろんな、こうしましょう、ああしましょうっていうことを宣伝しても、なかなか自分の生活に密着しないと分かりづらいということがありまして、今回、ソフト事業という形で、これも環境省の事業になりますが、環境省が一般社団法人環境イノベーション情報機構というところに補助事業の委託をしまして、間接補助という形で100%補助いただくという事業の中身になっています。いろいろ広報で周知をしたりですとか、子供達にこまめに電気を消さない、川で育つはずの魚がいなくなっちゃうよですとか、そういった環境問題に関心を持ってもらう。それから、当然公共交通機関に乗りましょうということで、マイカーを使わないようにしましょうという取り組みも、これも一つのCO2を削減する手立ての一つだと思います。そういった部分を幅広い町民の方、また事業所も含めて、置戸町としてCO2の削減、当然この事業は、常呂川流域の住民全部ということで置戸から始まって訓子府、北見、北見市常呂町まで全部の常呂川流域、当然、支流であります無加川、留辺蘂地区もみんな巻き込んでCO2をこの地域で削減していこうということで、260万円のお金、置戸町ではかかりませんが、そういうことで進めていくという事業になります。

この後、置戸は考えてないんですけども、このクールチョイスのソフト事業を終了後、いろいろハード事業も用意はされているんですが、なかなかそのハード事業はこの農村部には馴染まない事業ばかりなものですから、そちらの方までは手をつける予定はないんですけども、とりあえずCO2を削減するという取り組みをしましょうということで、今回1市2町の担当者が集まってこういう事業を進めていこうということで、始める次第でございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 広報活動たくさんやっていただいて、住民にも周知いただいて効果を出していただきたいなというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、2項道路橋梁費。9款消防費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 道路橋梁費、境野4号橋の長寿命化の修繕工事ということで、7,008万6,000円でしょうか、ということなのですが、この事業の補助の中身について少し詳しく教えていただければと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 4号橋の修繕内容なんですけれども、主にですね、桁と橋台、橋脚を結び付けています支承部分ですか、支承部分のモルタル収縮の取り替え及び下部工なんですけれども、下部工の断面補修、クラック入っていたり、ちょっとコンクリートが破損しているところの補修及びあそこ4号橋につきましては、橋面はコンクリートなんですけれども、一部コンクリートがはがれてアスファルトでやりかえているところがあります。それにつきましては、コンクリート部分を全部はずしまして、防水を施した上でアスファルト舗装をやり返す、そういう内容になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 今の4号橋の話が出ましたけれども、前段の予算の中でも、下秋田橋の話がありました。まだ施工はされていないという状況と思われそうですけれども、いずれにしても施工をする際には、通行止め等の可能性はあります。下秋田橋含め今の4号橋もどのようなスケジュールなのか、分かっているればお知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 基本的に1号橋のような長期間な通行止めは行わないようには考えています。ただ、場所を区間的によりましては、何日間か通行を遠慮していただくというようなことは生じると思いますので、その時には事前に地域の皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 私の近くの雄勝橋も改修をしていただきました。確かに通行止めとかいろんな状況が発生しましたので、そういうことが分かれば早めに地域住民にも知らせていただいて、あまり生活に支障のないようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 事前に地域の皆さんにご連絡いたしまして、支障のないよう配慮いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 長寿命化計画の中でちょっと気になるのは、4号橋は両方の取り付けが道路が幅広くて橋が1メートルぐらい狭いんですね。この辺はどうするんですかね。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今回につきましては、あくまでも修繕ということで、拡幅等は考えておりません。考えないで修繕のみの工事となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 もう一点、今年度の事業ということになると思うんですが、概ねいつ頃の実施の予定を考えているんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 4号橋でよろしいでしょうか。4号橋につきましては、10月末までには発注したいというふうに考えております。工事につきましては、非取水期になると思います。11月から翌年の3月いっぱいまでの工期を設定しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

10款教育費、4項社会教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 OGF実行委員会補助金、150万円についてお伺いしますが、これを付けるということは、来年度2回目のOGF野外コンサートをやるというゴーサインだよということになるんだと思います。150万円がいいのか、いくらがいいのか、それは別としても、単純に前回1回目やったことが結果オーライで、本当に100%良かったということでは、いろんな面からみると、そうではなかった部分もあると思うんです。せっかくこうやって2回目をやるという段階に入った時に、担当課、多分公民館ということになるんだと思いますが、担当職員含めてもう少し1回目の時の反省踏まえてですね、もう少し町の中で多くの町民を引き込みながらって言いますか、巻き込みながら、理解されながら行うような形で進めていっていただきたいと。1回目の時は、1回目ということも特にあったのかもしれませんが、褒める人もいるし、逆に反発する人もいるしというような割合が強かったと思うんです。そういうのを少しでも払拭できるような形で進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 いま岩藤議員からのご質問です。今回、OGF実行委員会なんですけども、OGFなんですけども、2015年、100周年事業の一環として第1回目を開催させていただきました。その時にですね、いろいろな方面からご助言やご協力を得て開催することができたということで、実行委員会の皆さんも大変感謝をしているところでございます。また、その中で実行委員としましても、いろいろな反省点があって、第2回目には、その反省点を克服した中で、前回よりもよりいいものを目指して2回目の要望が上がってきたところでございます。そういった意味では、今回が本当の実行委員会の真価が問われる開催になるんだというふうに、実行委員会としても覚悟をしていますし、そ

のような形で町民をいろいろ巻き込んだ中での開催ということ意識してやっていきたいというふうに考えています。実は、明日が第1回目の実行委員会になります。その後もそうなんですけども、今個別に実行委員をあたるのではなくて、いろいろな広報ですとか、そういうのを使った中で実行委員の募集を始め、その辺で置戸に住んでいる20代、30代の若者すべてが関われるような、そんな取り組みをしながら盛り上げていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 ファミリースポーツセンター管理運営に要する経費というところで、42万円の追加ということでございますけども、4月1日にオープンしてから非常に利用率がいいと言いますか、大規模改修も含めて使い勝手のいいスポーツセンターになったのかという感じがしておりますけども、今後とも、スポーツ意識の向上と言いますか、健康増進についてもまだまだ町民にも徹底していきなならないのかなというふうに考えてますけども、その辺の課長の答弁をいただきたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 ファミリースポーツセンターの、特にトレーニングルームの利用につきましては、予算の説明の時にも申し上げましたように、4月オープンしてから8月末まで約5カ月で3,260人と。夏場はどうしても少し落ちてきているんですけども、たくさんの方に利用していただいています。特に想定外だったのが、午前中に割と高齢の方の利用というのが増えて、多い時だと1日30人くらい午前中に利用していただいております。そういうことを大事にしながら、できるだけ臨機応変に対応して、トレーナーを配置するですとか、あと夜間については、今来ていただいているトレーナーの方で教室等を絡めながら、皆さんが利用しやすいように、また、継続して利用できるような、そんな方策を考えながら臨機応変に対応してまいりたいと考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、4項社会資本整備総合交付金。19款諸収入、4項雑入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 9ページの労働者の雇用対策なんですけども、直接これとは関係ないんですが、去

年の冬、北光の鉄道林の伐採をしたと思うんですが、その関係について予算とは直接関係ないんですけども、伐採した木を整理しないまま、そのまま伐倒したままになってますけども、今後どうするかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 今回の予算の提案の時に、実施内容について計画しているものをお話させていただきました。昨年は、今回と同様な作業内容の他に、ご質問のございました北光のところの町有林の間伐作業を少ししていただいております。春先雪が融けてから草が生えるまでの間、相当気が付いた方いらっしゃると思いますけれども、まだ伐倒したまま処理がされていない、また、玉切りにして置いておくのか、もしくは運搬するののかということだろうというふうに思いますけれども、実はちょっと作業がまだ間に合っていないんですけども、そのまま放置するのではなくて、例えば、冬場のワカサギの管理場での暖房用の薪などに利用する予定をしておりますが、企業組合の方でちょっと今忙しい時期だということで、冬までの間であそこからの搬出を今のところ予定してございますので、ご理解の方いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 それじゃあ本題に入りますけども、つる切り、除伐やるのはいいんですが、課長実際に現場見てますかね。トドマツの枝打ちとか小さい広葉樹は切っているんですが、実際には雪の下に埋まって歩くと枝が下についているんですよ。トドマツの枝っていうのは、なかなか折れにくいんですよ、カラマツと違って。やっぱりこの期間は、年内に終わらすことが前提かなと思うんですよ。雪が降ってしまうと、どうしても下の方は枝打ちできませんので、その辺はどういうふうに考えてますかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 昨年の作業含めまして、すいませんが、担当4月からになりまして現地の方確認をしております。ただいまいただきましたご意見につきましては、今年度の作業にあたりまして、十分その辺配慮して作業内容を決めたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 確認していないというのは、検定が終わったところですが、ちょっと問題があるなという感じします。それと、例えば、現場に対して枝打ちはきちっとするんですよ、上はどこまで、下はどこまでですよっていう、そういう指図書は出しているんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 私が担当変わってからちょっと確認をしていないということで、昨年の作業にあたりましては、当然、現地の確認を含めて作業を終了しております。ただ、ご質問のとおり、冬期間の作業が主でありまして、当然、雪の下の部分まで掘って枝はらいをしているということでない部分もあったというご意見がございまして、その辺につきましては、十分相手方と話をした上で、作業の時期、今で言いますと、雪の降る前にそういうのを集中的にやることで解消できるというふうに思

われますので、その辺十分配慮した上で作業にあたっていただくよう指示をしたいというふうを考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第43号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。7款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第44号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 境野の2カ所の施設ということでございましたけども、ポンプの交換あるいは修理ということでございますけども、それに対する時に、水の停止と言いますか、水を止めることと含めて住民の生活に支障があるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 境野地区の2カ所の常圧ポンプ室ということで、1カ所は、北一線と2号線の交差点にあります、松本さんに上げるポンプ及び、2カ所目は、境野会館にあります大矢さんや鈴木さんのところにあげるポンプの2カ所でございます。それで、交換及び修繕にあたりましては、一時的に断水をしなければ交換できない、修繕できないこととなりますので、その場合は、時間的には1時間、2時間程度になると思われれます。受益者の皆さんに事前にご連絡いたしまして対応していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第42号から議案第48号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 14時19分
再開 14時25分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号から議案第48号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第42号から議案第48号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括して採決します。

議案第42号から議案第45号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第45号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての採決を行います。

議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての採決を行いま

す。

議案第47号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決を行います。

議案第48号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 14時29分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 事務検査に関する決議。

ただいま議題となりました、決議案第2号 事務検査に関する決議について、趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月12日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された、平成28年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

決議の内容ですが、1. 検査事項は、平成28年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

2. 検査方法は、(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限、決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行うこ

とができる。

以上の内容による決議であります。よろしく審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置
の継続を求める要望意見書から

◎日程第12 意見書案第8号 「全国森林環境税」の創設に関
する要望意見書まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第11 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書から日程第12、意見書案第8号「全国森林環境税」の創設に関する要望意見書までの2件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第7号から意見書案第8号までの2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号から意見書案第8号までの2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第7号から意見書案第8号までの2件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第7号から意見書案第8号までの2件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書から意見書案第8号 「全国森林環境税」の創設に関する要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第7号から意見書案第8号までの2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書から意見書案第8号 「全国森林環境税」の創設に関する要望意見書までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第4号)

○佐藤議長 追加日程第1 議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第49号は、平成29年度置戸町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。議案内容の説明につきましては、産業振興課長より申し上げます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 議案第49号について説明をいたします。

平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,725万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきまして説明致しますので、別冊、一般会計補正予算事項別明細書（第4号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下産業振興課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これから質疑を行います。

議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。7款商工費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。19款諸収入、2項貸付金元利収入。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第49号の討論を終わります。

これから、議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第49号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成29年第9回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 15時03分